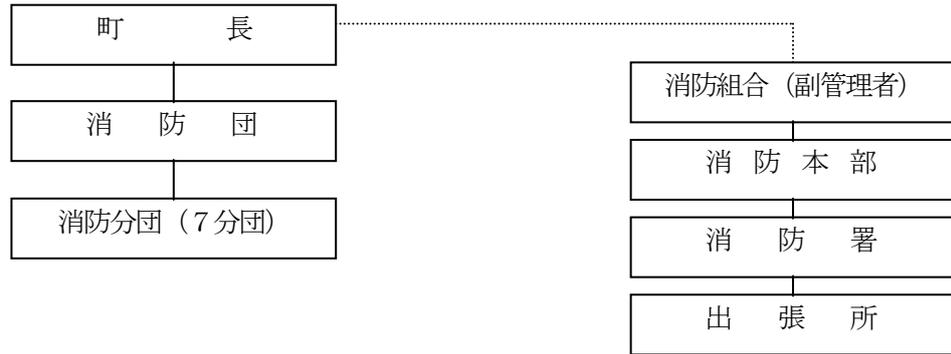


矢掛町地域防災計画

(資料編)

資料1-1 消防力一覧表

1 消防機構



2 消防組織

(1) 矢掛町消防団人員

(H26. 1. 1現在)

区分 \ 員数	本団 (本部長以上) 分団 (本部長以上)	部長 副部長	班長	団員	計
消防団本部	6人	8人	1人	23人	38人
矢掛分団	3	8	15	63	89
美川 "	3	4	16	41	64
三谷 "	3	4	15	53	75
山田 "	3	6	15	53	77
川面 "	3	6	15	60	84
中川 "	3	6	17	50	76
小田 "	3	6	14	61	84
合計	27	48	108	404	587

(2) 消防組合 (署・出張所)

(H26. 1. 1現在)

区分	人員
総本部 (署)	89人
矢掛出張所	16

資料1-2 通信施設一覧表

平成26年4月1日現在

○矢掛町防災行政無線

識別信号	場 所	住 所	設備名
ぼうさいやかげ	役場2階 総務企画課	小田郡矢掛町矢掛3018	統制局
	1階 宿直室	小田郡矢掛町矢掛3018	遠隔制御装置
	別館 消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	遠隔制御装置
ぼうさいやかげやかげ1	矢掛中学校	小田郡矢掛町矢掛2957	半固定型
ぼうさいやかげやかげ2	矢掛小学校	小田郡矢掛町矢掛3000-1	半固定型
ぼうさいやかげやかげ3	美川小学校	小田郡矢掛町下高末2686	半固定型
ぼうさいやかげやかげ4	三谷小学校	小田郡矢掛町東三成1423	半固定型
ぼうさいやかげやかげ5	山田小学校	小田郡矢掛町里山田2430	半固定型
ぼうさいやかげやかげ6	川面小学校	小田郡矢掛町西川面1380-1	半固定型
ぼうさいやかげやかげ7	中川小学校	小田郡矢掛町本堀1637	半固定型
ぼうさいやかげやかげ8	小田小学校	小田郡矢掛町小田4212-1	半固定型
ぼうさいやかげやかげ101	総務企画課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ102	総務企画課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ103	総務企画課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ104	総務企画課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ105	総務企画課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ106	総務企画課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ107	総務企画課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ108	総務企画課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ110	団長用	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ111	副団長用	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ112	副団長用	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ113	本部長用	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ114	本部長用	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ115	指揮者	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ116	広報車	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ117	指令者	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ118	矢掛分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ119	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ120	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ121	第3部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ122	第4部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ123	美川分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ124	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ125	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ126	総務企画課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ127	三谷分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ128	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ129	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ130	山田分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかげ131	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型

ぼうさいやかゞやかゞ132	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ133	第3部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ134	川面分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ135	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ136	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ137	第3部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ138	中川分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ139	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ140	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ141	第3部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ142	小田分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ143	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ144	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ145	本部長用	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ146	井原消防署 矢掛出張所	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ147	総務企画課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ148	総務企画課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ149	総務企画課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ150	総務企画課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかゞやかゞ151	総務企画課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型

○消防本部デジタル携帯無線

識別信号	場 所	住 所	設備名
やかゞ301	総務企画課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型

○その他通信設備等

名 称	場 所	住 所	備 考
有線放送	倉敷かさや農業協同組合	小田郡矢掛町小林17-1	加入世帯3339世帯
文字放送	矢掛放送株式会社	小田郡矢掛町矢掛3077-1-2	加入世帯4200世帯
矢掛町情報週記メール	矢掛町役場	小田郡矢掛町矢掛3018	加入者1783人

資料1-3 水防資材備蓄状況一覧表

（平成26年1月1日現在）

倉庫名 資材名	町 関 係					⑥ 岡山県 水防庫	⑦ 消防団 本部及 び分団	合 計
	① 里山田第 一水防庫	② 里山田第 二水防庫	③ 中川町民 会館倉庫	④ 江 良 水 防 庫	⑤ 役場西棟 備蓄庫			
大型土のう (枚)	297							297
土のう (枚)	5,000		250	70		25,000	4,247	34,567
杭 (本)		331	40	160		550	192	1,273
ツルハシ	2			1		2	2	7
ロープ (巻)	13					100	30	143
鉄線 (kg)						15	190	205
掛 矢	13			4		7	24	48
発 電 機							7	7
スコップ				15		13	156	184
斧				5		5	15	25
タ コ	2			1			8	11
シ ー ト				3		16	99	118
ハ シ ゴ	6						17	23
ボ ー ト	2							2
ジョレン				2		4	23	29
懐中電灯							126	126
鎌						5	6	11
大ハンマー							1	1
ジェットシ ューター							37	37
防災用毛布					140			140
バスタオル					10			10
備蓄食料品 (1セット12 食分)					22		37	59
備蓄食料品 (50食×8 種)					550			550

災害用担架					2			2
生理用品					30			30
小児用紙おむつ					30			30
大人用おむつ					10			10
防災救急箱					9			9

○備蓄食料品（1セット） …… 1人用3日間分

飲料水500ml×6本, マジックライス6袋, 水戻り餅3袋, カンパン1缶, クラッカー1缶, スティックパン1袋, 割り箸, 紙皿, コップ, ティッシュ

○防災救急箱（1セット） …… 5～10人用

三角巾3枚, 包帯3個, ガーゼ3枚, 絆創膏10枚×2箱, 脱脂綿3袋, 消毒液1個, 清浄綿5枚, 綿棒10本×3袋, 体温計, ハサミ, ピンセット

○発電機配備状況

平成26年1月1日現在

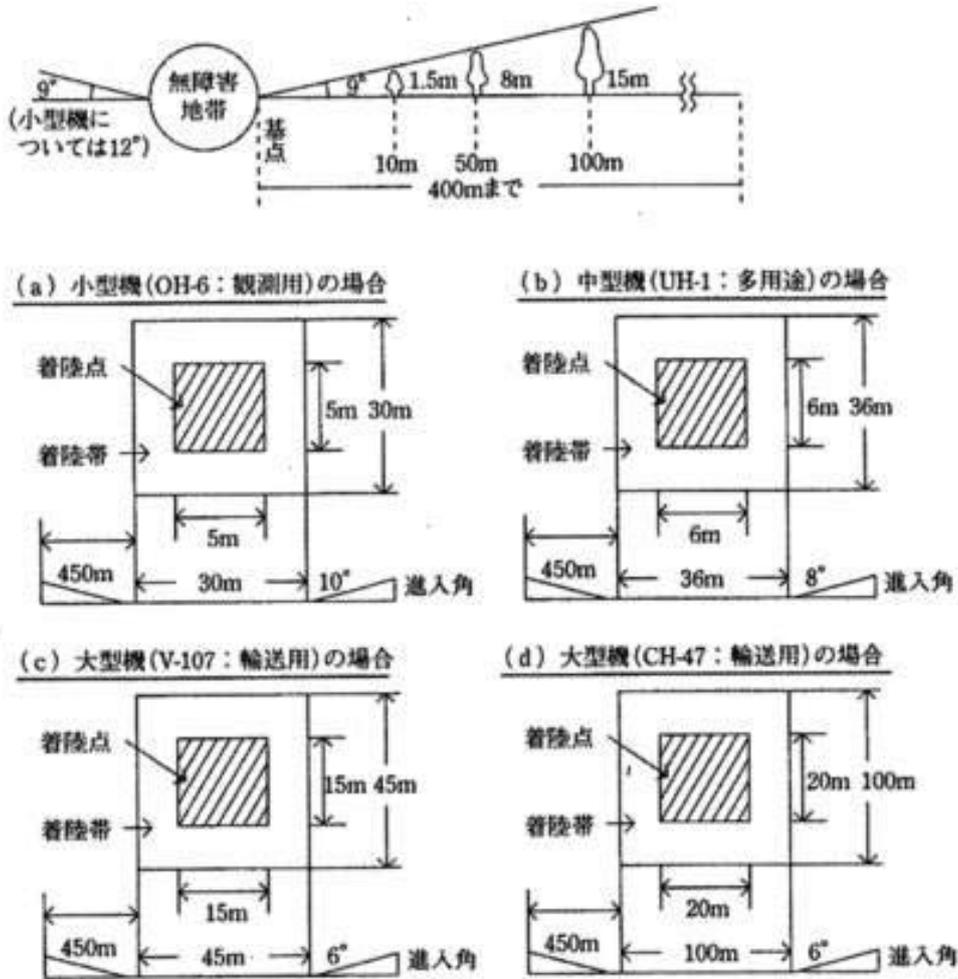
No.	保管場所	住 所
1	矢掛町役場	小田郡矢掛町矢掛 3018
2	老人福祉センター	小田郡矢掛町矢掛 3012-1
3	たかつま荘	小田郡矢掛町矢掛 2695-2
4	矢掛公民館	小田郡矢掛町矢掛 3027-4
5	美川公民館	小田郡矢掛町下高末 2926
6	三谷公民館	小田郡矢掛町横谷 1890
7	山田公民館	小田郡矢掛町南山田 7-2
8	川面公民館	小田郡矢掛町西川面 1364-1
9	中川公民館	小田郡矢掛町本堀 1718-2
10	小田公民館	小田郡矢掛町小田 4212-6
11	文化センター	小田郡矢掛町矢掛 2677-1

*発電機は、インバーター発電機（ホンダエネポ EU9iGB）を配備。

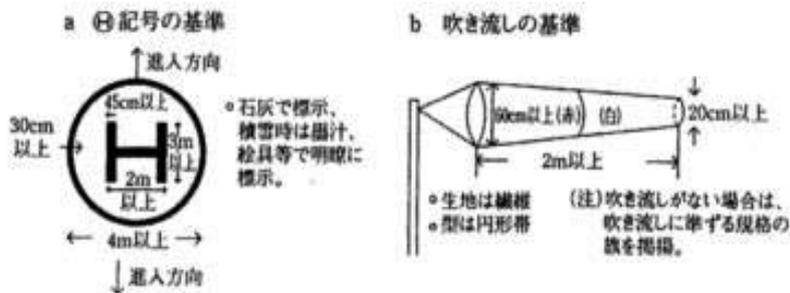
資料1-4 ヘリポート適地

- ① 次の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。
 なお、この際、土地の所有者等と十分調整を行う。

[着陸地点及び無障害地帯の基準]



- ② 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- ③ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ④ 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- ⑤ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- ⑥ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑦ 離着陸時のヘリポート内には、関係者以外を立ち入らせないようにする。

名 称	所 在 地	地 積	備 考
矢掛中学校	矢掛 2957	80×100m	UH-1
矢掛町総合運動公園	矢掛 342	100×100m	UH-1
B&G 海洋センター多目的運動公園	西川面 1307-3	50×80m	OH-6
小田球場	小田 1355-15	50×80m	OH-6

資料1-5 急傾斜地崩壊危険地区

急傾斜地崩壊危険地区（法律指定箇所）

市町村名	大字	区域名	告示年月日	告示番号
矢掛町	小林	校/下	H2. 3. 31	県 00336

急傾斜地崩壊危険箇所

（平成18年4月1日現在）

斜面区分	区分	危険箇所	箇所名	位置	
				市町村名	大字
自然	I	1217	内神	矢掛町	矢掛
自然	I	2375	金森	矢掛町	矢掛
自然	I	1214	岡本谷	矢掛町	小林
自然	I	1215	湯田	矢掛町	小林
自然	I	1216	市場	矢掛町	小林
自然	I	1218	僧都	矢掛町	小林
自然	I	1219	校の下	矢掛町	小林
自然	II	950	能仁寺	矢掛町	小林
自然	I	1212	頼正	矢掛町	上高末
自然	I	2369	羽無	矢掛町	上高末
自然	I	2370	土井	矢掛町	上高末
自然	I	2371	矢原	矢掛町	上高末
自然	II	932	寺原	矢掛町	上高末
自然	II	933	矢原	矢掛町	上高末
自然	II	934	久谷	矢掛町	上高末
自然	II	941	山口	矢掛町	上高末
自然	II	942	奥田（A）	矢掛町	上高末
自然	II	943	奥田（B）	矢掛町	上高末
自然	III	166	嘉戸	矢掛町	上高末
自然	III	167	土井（A）	矢掛町	上高末
自然	III	168	土井（B）	矢掛町	上高末
自然	III	169	山口	矢掛町	上高末
自然	II	938	城平（A）	矢掛町	下高末
自然	II	939	城平（B）	矢掛町	下高末
自然	II	940	城平（C）	矢掛町	下高末
自然	I	2372	城平	矢掛町	下高末
自然	II	944	三ヶ原（A）	矢掛町	下高末
自然	II	945	三ヶ原（B）	矢掛町	下高末
自然	II	946	川東	矢掛町	下高末
自然	II	947	真成迫	矢掛町	下高末
自然	II	948	平宇角	矢掛町	下高末
自然	III	172	平宇角	矢掛町	宇角
自然	I	1213	中谷	矢掛町	内田
自然	I	2373	井ノ口	矢掛町	内田
自然	I	2374	鳥越	矢掛町	内田
自然	II	935	岡谷	矢掛町	内田

自然	Ⅱ	936	空	矢掛町	内田
自然	Ⅱ	937	田渕	矢掛町	内田
自然	Ⅱ	949	井ノ口	矢掛町	内田
自然	Ⅲ	170	岡谷	矢掛町	内田
自然	Ⅲ	171	下高階	矢掛町	内田
自然	Ⅰ	2376	車谷	矢掛町	東三成
自然	Ⅰ	2385	谷川内	矢掛町	東三成
自然	Ⅰ	2386	藤ノ棚	矢掛町	東三成
自然	Ⅲ	175	平林	矢掛町	東三成
自然	Ⅰ	2384	慶知庵	矢掛町	横谷
自然	Ⅱ	966	青木	矢掛町	横谷
自然	Ⅱ	967	井谷	矢掛町	横谷
自然	Ⅱ	968	大渡（A）	矢掛町	横谷
自然	Ⅱ	969	大渡（B）	矢掛町	横谷
自然	Ⅱ	970	大渡（C）	矢掛町	横谷
自然	Ⅲ	176	井谷	矢掛町	横谷
自然	Ⅱ	964	下谷	矢掛町	里山田
自然	Ⅱ	965	広石	矢掛町	南山田
自然	Ⅲ	177	上山	矢掛町	南山田
自然	Ⅰ	1228	江本	矢掛町	中
自然	Ⅰ	2377	金原	矢掛町	宇内
自然	Ⅰ	2378	原	矢掛町	宇内
自然	Ⅱ	952	平矢（A）	矢掛町	宇内
自然	Ⅱ	953	平矢（B）	矢掛町	宇内
自然	Ⅱ	954	谷	矢掛町	宇内
自然	Ⅱ	955	原	矢掛町	宇内
自然	Ⅰ	2379	石田	矢掛町	西川面
自然	Ⅱ	951	奥山	矢掛町	西川面
自然	Ⅱ	956	三王	矢掛町	西川面
自然	Ⅰ	1220	川田	矢掛町	東川面
自然	Ⅰ	1222	片山	矢掛町	本堀
自然	Ⅰ	1224	宮谷	矢掛町	浅海
自然	Ⅰ	1225	日妻	矢掛町	浅海
自然	Ⅰ	1226	田鶴南	矢掛町	浅海
自然	Ⅲ	174	日妻	矢掛町	浅海
自然	Ⅰ	2383	寺谷	矢掛町	江良
自然	Ⅰ	1223	熊	矢掛町	小田
自然	Ⅰ	1227	寺迫	矢掛町	小田
自然	Ⅰ	2380	日置谷	矢掛町	小田
自然	Ⅰ	2381	土井ヶ原	矢掛町	小田
自然	Ⅰ	2382	中小田	矢掛町	小田
自然	Ⅱ	957	山ノ上	矢掛町	小田
自然	Ⅱ	958	土井ヶ原	矢掛町	小田
自然	Ⅱ	959	八幡谷（A）	矢掛町	小田
自然	Ⅱ	960	八幡谷（B）	矢掛町	小田
自然	Ⅱ	961	亀山	矢掛町	小田
自然	Ⅱ	962	日置谷（A）	矢掛町	小田

自然	Ⅱ	963	日置谷（B）	矢掛町	小田
自然	Ⅲ	173	土井ヶ原	矢掛町	小田

区分「Ⅰ」：人家5戸以上等の箇所

「Ⅱ」：人家1～4戸の箇所

「Ⅲ」：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

資料1-6 地すべり危険地区（法律指定以外）

地すべり危険地区 (平成25年8月1日現在)

区域名	位置		面積 ha	指定番号
中谷	矢掛町	内田	50.00	未指定

資料1-7 土石流危険溪流地区

(平成17年8月1日現在)

区分	溪流番号	水系名	幹川名	溪流名	溪流所在地	
					市町村	大字
I	35002	高梁川	美山川	羽無川	矢掛町	羽無
I	35003	高梁川	美山川	羽無川	矢掛町	羽無
I	35007	高梁川	美山川	殿ヶ市川	矢掛町	殿ヶ市
I	35008	高梁川	美山川	頼正川	矢掛町	頼正
I	35009	高梁川	美山川	寺原川	矢掛町	寺原
I	35010	高梁川	美山川	土井川	矢掛町	土井
I	35022	高梁川	美山川	岡谷川	矢掛町	中谷
I	35023	高梁川	美山川	空上川	矢掛町	空上
I	35025	高梁川	美山川	桜木川	矢掛町	桜木
I	35032	高梁川	美山川	古浦下川	矢掛町	古浦
I	35038	高梁川	星田川	金原川	矢掛町	今石
I	35039	高梁川	星田川	谷川	矢掛町	谷
I	35046	高梁川	美山川	河内城川	矢掛町	河内城
I	35047	高梁川	美山川	河内城下川	矢掛町	河内城
I	35049	高梁川	美山川	岡本谷川	矢掛町	岡本谷
I	35051	高梁川	美山川	古屋谷川	矢掛町	古屋谷
I	35053	高梁川	美山川	鳥越川	矢掛町	鳥越
I	35054	高梁川	美山川	塚原西川	矢掛町	塚原
I	35055	高梁川	美山川	塚原川	矢掛町	塚原
I	35056	高梁川	美山川	塚原東川	矢掛町	塚原
I	35057	高梁川	宇角川	大唐田川	矢掛町	大唐田
I	35059	高梁川	宇角川	大紫池川	矢掛町	中畦
I	35060	高梁川	宇角川	東谷川	矢掛町	東谷
I	35061	高梁川	宇角川	東谷東川	矢掛町	東谷
I	35063	高梁川	美山川	玉谷川	矢掛町	井手ノ手
I	35065	高梁川	美山川	井手ノ手下川	矢掛町	井手ノ手
I	35066	高梁川	和田川	内神川	矢掛町	内神
I	35067	高梁川	小田川	和田川	矢掛町	和田
I	35070	高梁川	大溝川	江木川	矢掛町	江木
I	35071	高梁川	大溝川	若林川	矢掛町	若林
I	35072	高梁川	大谷川	奥迫川	矢掛町	奥迫
I	35073	高梁川	大谷川	奥迫上川	矢掛町	奥迫
I	35080	高梁川	西谷川	吉野下川	矢掛町	吉野
I	35081	高梁川	西谷川	吉野川	矢掛町	吉野
I	35082	高梁川	大谷川	吉野川	矢掛町	吉野
I	35083	高梁川	小田川	市場川	矢掛町	市場
I	35084	高梁川	林田川	八幡谷川	矢掛町	八幡谷
I	35086	高梁川	林田川	日置谷川	矢掛町	小田地
I	35087	高梁川	林田川	日置谷中川	矢掛町	小田地
I	35088	高梁川	林田川	日置谷上川	矢掛町	小田地
I	35099	高梁川	小田川	上西川	矢掛町	上
I	35100	高梁川	小田川	上東川	矢掛町	上

I	35102	高梁川	小田川	高柳川	矢掛町	高柳
I	35103	高梁川	小田川	日妻川	矢掛町	日妻
I	35104	高梁川	小田川	一の瀬川	矢掛町	日妻
I	35105	高梁川	小田川	日妻東川	矢掛町	日妻
I	35106	高梁川	江良谷川	南奥山川	矢掛町	奥山
I	35107	高梁川	江良谷川	南奥山谷	矢掛町	奥山
I	35108	高梁川	江良谷川	王子前川	矢掛町	王子前
I	35109	高梁川	江良谷川	岡田川	矢掛町	岡田
I	35110	高梁川	江良谷川	寺谷谷川	矢掛町	寺谷
I	35111	高梁川	江良谷川	寺谷川	矢掛町	寺谷
I	35112	高梁川	小田川	向山川	矢掛町	向山
I	35115	高梁川	小田川	土井川	矢掛町	土井
I	35119	高梁川	小田川	清水谷川	矢掛町	清水谷
I	35120	高梁川	道々川	紙屋川	矢掛町	上谷
I	35121	高梁川	道々川	上谷下川	矢掛町	上谷
I	35122	高梁川	道々川	橋本川	矢掛町	橋本
I	35123	高梁川	道々川	橋本下川	矢掛町	橋本
I	35124	高梁川	曜星川	橋本下川	矢掛町	橋本
I	35125	高梁川	道々川	池尻川	矢掛町	池尻
I	35126	高梁川	曜星川	神ノ脇上川	矢掛町	神ノ脇
I	35127	高梁川	曜星川	神ノ脇川	矢掛町	神ノ脇
I	35128	高梁川	曜星川	神ノ脇下川	矢掛町	神ノ脇
I	35131	高梁川	道々川	白江川	矢掛町	白江
I	35132	高梁川	道々川	白江上川	矢掛町	白江
I	35133	高梁川	道々川	江本西川	矢掛町	江本
I	35134	高梁川	道々川	江本東川	矢掛町	江本
I	35135	高梁川	大渡川	横谷川	矢掛町	長屋
I	35137	高梁川	大渡川	柏木川	矢掛町	柏木
I	35139	高梁川	大渡川	猪又川	矢掛町	猪又
I	35140	高梁川	道々川	小道川	矢掛町	小迫
I	35141	高梁川	曜星川	広石川	矢掛町	広石
I	35142	高梁川	大渡川	山門池川	矢掛町	柏木
I	35143	高梁川	大渡川	円道坊川	矢掛町	円道坊
I	35144	高梁川	大渡川	円道坊上川	矢掛町	円道坊
I	35145	高梁川	小田川	折坂川	矢掛町	折坂
I	35146	高梁川	小田川	谷川内川	矢掛町	谷川内
I	35147	高梁川	小田川	堀大師川	矢掛町	藤ノ棚
I	35148	高梁川	小田川	川原谷川	矢掛町	川原谷
I	35149	高梁川	小田川	平林上川	矢掛町	平林
I	35150	高梁川	大渡川	大谷	矢掛町	平林
I	35151	高梁川	大渡川	山根上川	矢掛町	山根
I	35152	高梁川	大渡川	山根川	矢掛町	御土井
I	35153	高梁川	大渡川	川原川	矢掛町	川原
I	35154	高梁川	大渡川	金山谷川	矢掛町	平木
I	35158	高梁川	大渡川	大渡川	矢掛町	大渡
I	35159	高梁川	大渡川	大渡池川	矢掛町	大渡
I	35163	高梁川	道々川	宇根川	矢掛町	宇根

I	35164	高梁川	曜星川	曜星川	矢掛町	上山
I	35165	高梁川	曜星川	猪又西川	矢掛町	南原
I	35166	高梁川	曜星川	猪又東川	矢掛町	南原
II	35001	高梁川	羽無川	金比羅川	矢掛町	羽無
II	35004	高梁川	美山川	羽無谷	矢掛町	羽無
II	35005	高梁川	羽無川	土井田北川	矢掛町	土井田
II	35006	高梁川	羽無川	土井田川	矢掛町	土井田
II	35011	高梁川	美山川	北久谷川	矢掛町	久谷
II	35012	高梁川	美山川	下久谷川	矢掛町	久谷
II	35013	高梁川	美山川	上久谷川	矢掛町	久谷
II	35017	高梁川	奥田川	山口中川	矢掛町	山口
II	35018	高梁川	奥田川	山口上川	矢掛町	山口
II	35020	高梁川	美山川	岡谷西川	矢掛町	岡谷
II	35021	高梁川	美山川	岡谷谷	矢掛町	岡谷
II	35024	高梁川	美山川	砂原川	矢掛町	砂原
II	35026	高梁川	美山川	城平川	矢掛町	城平
II	35027	高梁川	美山川	城平上川	矢掛町	城平
II	35028	高梁川	美山川	茶屋ヶ鼻川	矢掛町	茶屋ヶ鼻
II	35029	高梁川	美山川	馬場川	矢掛町	馬場
II	35031	高梁川	奥田川	山口下川	矢掛町	山口
II	35033	高梁川	美山川	古浦上川	矢掛町	古浦
II	35034	高梁川	宇角川	上高階川	矢掛町	上高階
II	35035	高梁川	宇角川	谷本川	矢掛町	谷本
II	35036	高梁川	宇角川	平宇角川	矢掛町	平宇角
II	35040	高梁川	星田川	正清川	矢掛町	正清
II	35041	高梁川	星田川	奥山西川	矢掛町	奥山
II	35042	高梁川	星田川	米田川	矢掛町	米田
II	35043	高梁川	星田川	奥山中川	矢掛町	奥山
II	35044	高梁川	星田川	奥山東川	矢掛町	奥山
II	35045	高梁川	星田川	仏田川	矢掛町	仏田
II	35048	高梁川	美山川	奥河内城川	矢掛町	河内城
II	35052	高梁川	美山川	古屋谷下川	矢掛町	古屋谷
II	35064	高梁川	美山川	井手ノ手上川	矢掛町	井手ノ手
II	35068	高梁川	和田川	堀西川	矢掛町	堀
II	35069	高梁川	和田川	堀川	矢掛町	堀
II	35074	高梁川	小田川	大谷川	矢掛町	車谷
II	35075	高梁川	大谷川	車谷川	矢掛町	車谷
II	35076	高梁川	大谷川	車谷下川	矢掛町	車谷
II	35077	高梁川	大谷川	北東土井川	矢掛町	東土井
II	35078	高梁川	大谷川	東土井川	矢掛町	東土井
II	35079	高梁川	大谷川	南東土井川	矢掛町	東土井
II	35085	高梁川	林田川	日置谷下川	矢掛町	八幡谷
II	35089	高梁川	林田川	小田地上川	矢掛町	小田地
II	35090	高梁川	林田川	小田地下川	矢掛町	小田地
II	35091	高梁川	星田川	原上川	矢掛町	原
II	35092	高梁川	星田川	原川	矢掛町	原
II	35093	高梁川	星田川	原下川	矢掛町	原

Ⅱ	35094	高梁川	星田川	大桜西川	矢掛町	大桜
Ⅱ	35095	高梁川	星田川	大桜川	矢掛町	大桜
Ⅱ	35096	高梁川	星田川	大桜東川	矢掛町	大桜
Ⅱ	35098	高梁川	林田川	梅谷池川	矢掛町	日置谷東
Ⅱ	35101	高梁川	小田川	魚切川	矢掛町	山手南
Ⅱ	35114	高梁川	小田川	七日市川	矢掛町	七日市
Ⅱ	35116	高梁川	小田川	奥土井川	矢掛町	土井
Ⅱ	35129	高梁川	小田川	西迫川	矢掛町	西迫
Ⅱ	35130	高梁川	小田川	長谷川	矢掛町	長谷
Ⅱ	35136	高梁川	大渡川	柏木北川	矢掛町	柏木
Ⅱ	35138	高梁川	大渡川	柏木上川	矢掛町	柏木
Ⅱ	35155	高梁川	大渡川	大渡上川	矢掛町	大渡
Ⅱ	35156	高梁川	大渡川	大渡川	矢掛町	大渡
Ⅱ	35157	高梁川	大渡川	大渡上川	矢掛町	大渡
Ⅲ	35014	高梁川	美山川	奥久谷川	矢掛町	久谷
Ⅲ	35015	高梁川	美山川	古家屋池川	矢掛町	久谷
Ⅲ	35016	高梁川	美山川	南久谷川	矢掛町	久谷
Ⅲ	35019	高梁川	奥田川	奥山口川	矢掛町	山口
Ⅲ	35030	高梁川	美山川	馬場上川	矢掛町	馬場
Ⅲ	35037	高梁川	星田川	毛野川	矢掛町	毛野
Ⅲ	35050	高梁川	美山川	奥岡本谷川	矢掛町	岡本谷
Ⅲ	35058	高梁川	宇角川	大唐田上川	矢掛町	大唐田
Ⅲ	35062	高梁川	美山川	宇角川	矢掛町	育成牧場
Ⅲ	35097	高梁川	星田川	下在川	矢掛町	下在
Ⅲ	35113	高梁川	小田川	向山上川	矢掛町	向山
Ⅲ	35117	高梁川	小田川	畑ヶ中川	矢掛町	畑ヶ中
Ⅲ	35118	高梁川	小田川	清水谷下川	矢掛町	清水谷
Ⅲ	35160	高梁川	大渡川	大渡南川	矢掛町	大渡
Ⅲ	35161	高梁川	道々川	神田川	矢掛町	神ノ脇
Ⅲ	35162	高梁川	神田川	神ノ脇川	矢掛町	神ノ脇

区分 「Ⅰ」：人家5戸以上等の溪流

「Ⅱ」：人家1～4戸の溪流

「Ⅲ」：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流

資料1-8 山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区

危険地区番号	地区名	位置			保安林 の指定
		市町村	大字	字	
461-017-001	堀	矢掛町	矢掛	堀	有
461-017-002	宮ノ前	矢掛町	矢掛	宮ノ前	無
461-017-003	奥迫	矢掛町	矢掛	奥迫	有
461-017-004	和田	矢掛町	矢掛	和田	有
461-007-001	河内城	矢掛町	小林	河内城	無
461-007-002	峠	矢掛町	小林	峠西	無
461-007-003	岡本谷	矢掛町	小林	岡本谷	有
461-007-004	井出の手	矢掛町	小林	井出の手	有
461-007-005	僧都	矢掛町	小林	僧都	無
461-008-001	頼正	矢掛町	上高末	頼正	無
461-008-002	土井	矢掛町	上高末	土井	無
461-008-003	奥田	矢掛町	上高末	奥田	無
461-008-004	茶屋ヶ鼻	矢掛町	上高末	茶屋ヶ鼻	無
461-008-005	久谷	矢掛町	上高末	久谷	無
461-008-006	羽無	矢掛町	上高末	羽無	無
461-008-007	鬼ヶ嶽ダム	矢掛町	上高末		有
461-008-008	山口	矢掛町	上高末	山口	無
461-010-001	三ヶ原下	矢掛町	下高末	三ヶ原下	無
461-010-002	切畑	矢掛町	下高末	切畑	無
461-010-003	下ヶ市	矢掛町	下高末	下ヶ市	無
461-010-004	茶屋鼻	矢掛町	下高末	茶屋鼻	無
461-010-005	桜木	矢掛町	下高末	桜木	無
461-002-001	谷本	矢掛町	宇角	谷本	無
461-002-002	塚原	矢掛町	宇角	塚原	無
461-003-001	岡谷	矢掛町	内田	岡谷	無
461-003-002	鳥越	矢掛町	内田	鳥越	無
461-003-003	古浦	矢掛町	内田	古浦	無
461-003-004	田渕	矢掛町	内田	田渕	無
461-014-001	大明地	矢掛町	東三成	大明地	無
461-014-002	折坂	矢掛町	東三成	折坂	無
461-014-003	車谷	矢掛町	東三成	車谷	無
461-014-004	大明地2	矢掛町	東三成	大明地2	無
461-014-005	折坂	矢掛町	東三成	折坂	有
461-018-001	横谷	矢掛町	横谷	横谷	無
461-009-001	七日市	矢掛町	里山田	七日市	無
461-015-001	神ノ脇	矢掛町	南山田	神ノ脇	有
461-015-002	神ノ脇2	矢掛町	南山田	神ノ脇	無
461-015-003	広石	矢掛町	南山田	広石	無
461-011-001	白江	矢掛町	中	白江	有
461-011-002	中原	矢掛町	中	中原	無

461-004-001	大桜	矢掛町	宇内	大桜	有
461-004-002	室屋	矢掛町	宇内	室屋	有
461-004-003	今石1	矢掛町	宇内	今石	無
461-004-004	今石2	矢掛町	宇内	今石	無
461-012-001	佛田2号	矢掛町	西川面	佛田2号	無
461-012-002	奥山1	矢掛町	西川面	奥山	無
461-012-004	仏田	矢掛町	西川面	仏田	有
461-012-005	山王	矢掛町	西川面	山王	有
461-012-006	下在	矢掛町	西川面	下在	無
461-016-001	石井	矢掛町	本堀	石井	無
461-016-003	林田	矢掛町	本堀	中	無
461-001-001	高柳	矢掛町	浅海	高柳	無
461-001-002	矢神	矢掛町	浅海	矢神	有
461-001-003	毎戸	矢掛町	浅海	毎戸	有
461-001-004	大井	矢掛町	浅海	大井	無
461-005-001	八谷	矢掛町	江良	八谷	無
461-006-001	岩屋前	矢掛町	小田	岩屋前	有
461-006-002	七屋敷	矢掛町	小田	七屋敷	無
461-006-003	羽賀峠	矢掛町	小田	羽賀峠	無
461-006-004	中小田	矢掛町	小田	中小田	有
461-006-005	熊	矢掛町	小田	熊	有
461-006-006	亀麓	矢掛町	小田	亀麓	無
461-006-007	八幡谷	矢掛町	小田	八幡谷	無

（２）崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号	地区名	位置			保安林 の指定
		市町村	大字	字	
461-017-001	奥迫	矢掛町	矢掛	奥迫	有
461-017-002	内神2	矢掛町	矢掛	内神	有
461-017-003	奥迫上	矢掛町	矢掛	奥迫	有
461-017-004	内神41	矢掛町	矢掛	内神	有
461-017-005	若林	矢掛町	矢掛	若林	有
461-007-001	大谷	矢掛町	小林	大谷	有
461-007-002	岡本谷	矢掛町	小林	岡本谷1728-1	有
461-007-003	岡本谷2	矢掛町	小林	岡本谷	有
461-008-001	山口	矢掛町	上高末	山口	有
461-008-002	三角22	矢掛町	上高末	三角	有
461-008-003	三角43	矢掛町	上高末	三角	有
461-008-004	羽無1	矢掛町	上高末	羽無	有
461-008-005	羽無2	矢掛町	上高末	羽無	有
461-008-006	羽無3	矢掛町	上高末	羽無	有
461-008-007	鬼ヶ岳	矢掛町	上高末	鬼ヶ岳	有
461-008-008	久谷	矢掛町	上高末	久谷	有
461-010-001	井頭谷	矢掛町	下高末	井頭谷	有
461-010-002	切畑	矢掛町	下高末	切畑	有
461-002-001	平宇角	矢掛町	宇角	平宇角奥	無
461-003-001	古屋谷	矢掛町	内田	古屋谷	有
461-014-001	折坂	矢掛町	東三成	折坂	有
461-014-002	土井7	矢掛町	東三成	土井	有
461-014-003	土井20	矢掛町	東三成	土井	有
461-014-004	車谷	矢掛町	東三成	車谷	有
461-014-005	車谷2	矢掛町	東三成	車谷	有
461-014-006	大谷1	矢掛町	東三成	大谷池	有
461-014-007	大谷2	矢掛町	東三成	大谷池	有
461-014-008	車谷3	矢掛町	東三成	車谷	有
461-014-009	車谷4	矢掛町	東三成	車池	有
461-014-010	車谷5	矢掛町	東三成	車谷	有
461-014-011	車谷6	矢掛町	東三成	車谷	無
461-014-012	市場1	矢掛町	東三成	市場奥	有
461-014-013	市場2	矢掛町	東三成	市場奥	有
461-014-014	藤ノ柵	矢掛町	東三成	藤ノ柵	有
461-014-015	東山	矢掛町	東三成	東山	有
461-014-016	吉野	矢掛町	東三成	大明地	無
461-018-001	平林	矢掛町	横谷	平林	有
461-018-002	大渡	矢掛町	横谷	大渡	無
461-018-003	藤原	矢掛町	横谷	弥高山之内	有
461-018-004	道ノ上	矢掛町	横谷	大渡ノ内道ノ上	有
461-018-005	小山奥	矢掛町	横谷	小山奥	有
461-018-006	小谷平	矢掛町	横谷	小谷平	有
461-009-001	六頂山	矢掛町	里山田	六頂山	有

461-009-002	五頂山	矢掛町	里山田	五頂山	有
461-009-003	七頂山	矢掛町	里山田	七頂山	有
461-009-004	三頂山	矢掛町	里山田	三頂山	有
461-009-005	五反田池	矢掛町	里山田	五反田池	無
461-009-006	一頂山	矢掛町	里山田	一頂山	有
461-009-007	下谷	矢掛町	里山田	下谷	無
461-009-008	上谷2	矢掛町	里山田	上谷	無
461-009-009	上谷2	矢掛町	里山田	上谷	無
461-009-010	里山田	矢掛町	里山田	七頂山	有
461-009-011	畑ヶ中	矢掛町	里山田	畑ヶ中	有
461-009-012	二頂山	矢掛町	里山田	二頂山	有
461-009-013	畑ヶ中2	矢掛町	里山田	畑ヶ中	有
461-009-014	上谷3	矢掛町	里山田	上谷	無
461-009-015	橋本	矢掛町	里山田	橋本	有
461-015-001	湯舟	矢掛町	南山田	湯舟	無
461-015-002	曜星	矢掛町	南山田	曜星	有
461-015-003	神明	矢掛町	南山田	神脇	無
461-015-004	神ノ脇1	矢掛町	南山田	神ノ脇	無
461-015-005	神ノ脇2	矢掛町	南山田	神ノ脇	無
461-015-006	神ノ脇3	矢掛町	南山田	神ノ脇	無
461-015-007	上山	矢掛町	南山田	上山	無
461-015-008	広石	矢掛町	南山田	広石	無
461-015-009	龍王	矢掛町	南山田	竹林寺裏	無
461-011-001	中	矢掛町	中	横尾寺	無
461-004-001	感応寺	矢掛町	宇内	感応寺	有
461-004-002	原東	矢掛町	宇内	守屋	有
461-004-003	滝寺	矢掛町	宇内	滝寺	有
461-004-004	原	矢掛町	宇内	原	有
461-004-005	天満	矢掛町	宇内	天満谷	有
461-013-001	向山2号	矢掛町	東川面	向山2号	有
461-016-001	矢谷2号	矢掛町	本堀	矢谷2号	有
461-001-001	山手	矢掛町	浅海	山手	有
461-001-002	浅海	矢掛町	浅海	福の谷	無
461-001-003	高柳	矢掛町	浅海	高柳	無
461-005-001	二ツ谷	矢掛町	江良	二ツ谷	有
461-005-002	寺谷	矢掛町	江良	寺谷	有
461-005-003	奥山	矢掛町	江良	奥山	有
461-006-001	楠谷	矢掛町	小田	楠谷	有
461-006-002	小田寺	矢掛町	小田	小田寺	有

資料1-9 河川堤防危険地区

平成25年5月1日現在

地区名	No.	危険区	場所	想定される災害
矢掛地区	1	中溝川	東町～元町・相生町中町北周辺	家屋浸水
	2	高妻線	全線	倒木
美川地区	3	羽無線	全線	土砂崩れ
三谷地区	4	国道486号線	行部付近	落石
	5	倉敷成羽線	大渡～隧道付近	〃
	6	弥高線	全線	落石・倒木
山田地区	7	小田川	弦橋～原川堤防右岸	漏水
	8	道々川	池尻～小迫	越水・洗掘
川面地区	9	宇内美星線	第2星田ダム上流付近	落石
中川地区	10	小田川	中央橋上流右岸	漏水
小田地区	11	林田川	熊林田～下流	越水・洗掘
	12	野上矢掛線	山ノ上	落石・崩土
	13	鷺田堤添線	堀越	冠水

資料1-10 ため池管理一覧表

平成25年5月1日現在

番号	ため池名	所在地	提高 (m)	提長 (m)	受益面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	判定	備 考
1	奥迫池	矢掛624	7.0	30	1.0	1.8		
2	九郎兵衛池	矢掛532-1	8.0	37	2.0	3.0		
3	上 池	矢掛434-1	10.0	154	40.0	43.0	B	
4	下 池	矢掛425	8.0	105	40.0	30.0	C	
5	五衛門池	矢掛901-1	3.0	22	1.0	0.5	C	
6	笹 池	矢掛326	4.0	60	10.0	5.6	C	
7	西田池	矢掛1117-1	2.0	20	0.2	0.3		
8	義倉池	矢掛1279-1	2.0	10	0.1	0.5		
9	陣屋池	矢掛1297	2.0	10	0.1	0.5	C	工事のため水は溜まらない
10	国司池	矢掛1601	6.0	100	5.0	5.0	C	
11	内神池	矢掛2290-1	5.0	148	22.0	14.0	C	
12	和田新池	矢掛1455-2	19.0	60	3.0	20.0	C	
13	高妻大谷池	矢掛1460	5.0	45	7.0	6.0		
14	内神新池	矢掛2349	10.0	80	22.0	15.0	B	
15	亀島池	矢掛2811	10.0	53	22.0	60.8	C	
16	荒尾谷池	矢掛2800	5.0	35	1.0	1.6	C	利用していない
17	湯田池	小林738	5.0	48	0.5	1.5		水は溜めていない
18	能仁寺谷池	小林1328	6.0	71	10.0	6.0		H12. 11. 30廃止届提出
19	万吉池	小林1716	10.0	35	5.0	1.7	C	
20	王谷池	小林2045	10.0	50	7.0	6.0	C	
21	僧都池	小林2299	5.0	55	1.0	0.9		
22	西谷池	上高末4345-20	4.8	51	12.0	48.0	C	
23	ヲン地池	上高末4142	4.0	15	0.1	2.5	C	
24	三角池	上高末4366-384	11.0	50	8.0	7.5	C	
25	鬼ヶ岳ダム	上高末1752	39.0	96	358.0	1414.0	C	
26	稲村池	上高末3531	3.0	26	0.4	0.4		
27	長草田池	上高末3520	12.0	55	6.0	13.0	C	
28	古家屋池	上高末2498	7.0	50	4.0	9.0	C	
29	大迫上池	上高末3450	8.0	18	0.3	0.3		
30	大迫下池	上高末3499	6.0	30	1.0	1.5	C	利用していない
31	美川山ノ神池	上高末3497	10.0	32	6.0	6.0	A	
32	一ノ辺下池	上高末3337	5.0	47	4.0	3.4	B	
33	一ノ辺上池	上高末3314	5.0	27	4.0	2.2	B	
34	皇太子池	上高末1309	12.0	60	2.0	8.0	B	
35	広間北池	上高末1129	3.0	25	0.3	0.5	C	
36	頼正池	上高末1102-19	8.0	60	1.0	1.4	B	
37	広間南池	上高末1133	3.0	29	0.2	0.4	C	
38	東谷池	上高末585-2	5.0	33	3.0	0.5	C	
39	切 池	上高末536	8.0	59	5.0	1.5	B	
40	桜 池	下高末3277	10.0	70	2.0	10.0	C	
41	横迫池	下高末445	3.0	30	0.6	0.4		
42	ホレタ池	下高末455	2.0	10	0.3	0.2		使用不能
43	的場西池	下高末506	3.0	10	0.5	0.2	B	
44	観峠池	下高末411	5.0	15	0.6	0.4	C	
45	的場池	下高末390	5.0	32	1.0	0.6	C	
46	鮎子迫池	下高末394	5.0	15	0.5	0.4	C	
47	小岩下池	下高末1328	5.0	15	0.2	0.5	C	
48	小岩上池	下高末1302-20	2.0	6	0.1	0.2		H20. 5. 9廃止届受付
49	奥ノ迫池	下高末1075	3.0	10	0.5	0.3		利用していない
50	堀抜池	下高末1006	2.0	10	0.2	0.1		
51	石井池	下高末1024	6.0	32	11.0	1.2		
52	鈴木池	下高末2087	4.0	26	0.4	1.5	C	
53	後谷池	下高末1973	6.0	28	0.3	1.0	B	
54	岩狩池	下高末1797	6.0	26	0.4	1.0	C	
55	要太郎上池	下高末1605	3.0	11	0.2	0.4		廃止希望

番号	ため池名	所在地	提高 (m)	提長 (m)	受益面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	判定	備 考
56	要太郎下池	下高末1605	4.0	10	0.2	0.4		廃止希望
57	村 池	下高末78	3.0	43	4.0	5.0	C	
58	宇角池	宇角2122-29	10.0	66	15.0	50.0	B	
59	追掛池	宇角2118	8.0	69	15.0	60.0	C	
60	倉見池	宇角2113	10.3	133	44.0	103.2	C	
61	大柴池	宇角2110	10.0	73	44.0	22.5	C	
62	大唐田池	宇角320	5.0	45	15.0	1.4	C	
63	塚原池	宇角77	5.0	30	10.0	1.2	C	
64	医王寺池	下高末3046	7.0	25	0.2	0.5	B	
65	樋ノ口池	内田2149	8.0	74	10.0	4.5	C	
66	月尻上池(有坂池)	内田2315	10.0	46	3.0	1.6	C	
67	月尻下池(深田池)	内田2363	5.0	40	1.0	0.4	C	
68	池ノ成池	内田786	5.0	30	0.9	0.8	C	
69	岩屋池	内田724	5.0	14	0.5	0.6	C	
70	岩屋西池	内田719	4.0	11	0.5	0.6	C	
71	堀 池	東三成2846	2.0	42	14.0	5.9	C	
72	行部上池	東三成2652	2.0	25	1.0	0.7	B	
73	蓮 池	東三成3090	6.9	276	40.0	68.0	C	
74	東土井池	東三成4001	6.0	15	2.5	0.8	C	
75	山 池	東三成4048	15.0	22	44.0	60.0	C	
76	大谷池	東三成4046-6	12.0	86	44.0	36.0	C	
77	塵無池	東三成3971	10.0	105	19.0	41.1	A	
78	堀大師池	東三成3884	7.0	60	2.0	4.5	C	
79	堀大師新池	東三成3889	4.0	30	2.0	7.2	C	
80	下琴池	東三成3880-7	8.0	25	1.0	1.2	C	
81	火打岩池	横谷2678-1	14.0	64	37.0	30.0	C	
82	長尾池	横谷3443	4.0	30	1.0	3.8	B	
83	大渡池	横谷3329	15.0	96	18.0	30.0	C	
84	柏木池	横谷3686-1	4.0	230	12.0	20.0	C	
85	舟木谷池	横谷3770	7.0	48	1.0	5.5	C	
86	円道坊池	横谷3982	4.0	20	2.0	2.0	C	
87	新六谷池	横谷2279	4.0	28	0.2	1.0		
88	長屋池	横谷2142	5.0	50	3.0	8.7	A	改修事業実施中
89	惣門池	横谷1884	4.0	400	37.0	53.7	A	
90	長谷池	横谷935	6.0	110	3.0	6.0	B	
91	西迫南池	横谷636	3.0	29	0.5	0.3	C	
92	花木池	里山田1423-1	7.0	150	5.0	8.0	C	
93	松木池	里山田1627-1	7.0	250	10.0	20.0	B	
94	大井下池	里山田1545	7.0	220	20.0	18.0	C	
95	大井上池	里山田1535	5.0	30	1.0	0.4		
96	寺 池	里山田1497	4.0	50	1.0	1.1	C	
97	五反田池	里山田	7.0	650	50.0	54.0	A	
98	泉 池	里山田2123	7.0	120	5.0	7.0	C	
99	仲田池	里山田2127	6.0	100	4.0	5.0	C	
100	地池(切池)	南山田32-1	4.2	190	20.0	33.0	C	
101	南上池	南山田2526	12.0	25	2.0	6.0	C	
102	南下池	南山田2507	6.0	30	2.0	6.0	C	
103	古山上池	南山田2273	12.0	54	4.0	3.2	C	
104	古山下池	南山田2752	6.0	30	4.0	4.5	A	
105	持 池	南山田2847	10.0	50	5.0	3.6	B	
106	森下池	南山田1390	7.0	80	12.0	11.0	C	
107	箕手池	南山田2789	15.0	50	7.0	8.5	C	
108	高名西池	南山田1664	6.0	20	1.0	0.8	C	
109	高名東池	南山田1684	6.0	30	2.0	3.0	C	
110	石灰谷池	南山田3034, 3035	10.0	30	4.0	3.0		廃止希望
111	大谷小池	南山田3052	10.0	60	5.0	3.0		
112	山門池	南山田3114	7.0	70	5.0	6.0	C	
113	奥 池	南山田3100	8.0	60	5.0	3.1	B	

番号	ため池名	所在地	提高 (m)	提長 (m)	受益面積 (ha)	貯水量 (千m3)	判定	備 考
114	原講中池	南山田3030-8	4.0	32	0.5	0.7		廃止希望
115	龍王池	南山田2965	8.0	51	13.0	2.4	C	
116	曜星池	南山田3015	12.0	100	12.0	36.0	C	
117	大塚池	南山田3382	6.0	50	8.0	2.4	A	
118	本覚寺池	南山田141	8.0	40	1.0	1.5	C	
119	沢田池 (安古寺池)	中1537-1	6.0	25	2.0	3.5	C	
120	峠 池	中1075	4.0	20	0.2	0.5	C	
121	長 池	中1139-1	6.0	390	24.0	43.0	A	
122	江本池	中1406-1	7.0	275	18.0	44.1	C	
123	古曾部池	中1836	7.0	40	1.0	1.7	C	
124	星田池	美星町星田	27.0	140	280.0	1234.0		
125	平谷池	宇内2300-2	9.0	53	15.0	11.0	C	
126	滝寺池	宇内1976-1	9.0	26	3.0	9.0	B	
127	角坂池	宇内1790	7.0	50	1.0	3.5	C	
128	感応寺池	宇内924	6.0	58	3.0	8.5	B	
129	馬場池	宇内2103	4.0	50	0.5	0.4	B	
130	平ノ内下池	宇内1358	6.0	34	4.0	0.9	B	
131	平ノ内上池	宇内1392	9.0	66	4.0	5.2	C	
132	大倉池	美星町大倉	6.0	45	16.0	21.0	B	
133	長迫池	西川面1844	7.0	200	16.0	12.0	C	
134	明見池	西川面1964-1	3.8	56	10.0	4.6	C	
135	寺前池	西川面114-1	3.0	42	2.0	1.0	B	
136	宇山新池	西川面1117	19.0	64	2.0	40.0	C	
137	戸石池	西川面1104	6.0	54	2.0	4.6	C	
138	平九郎池	西川面1106	5.0	54	2.0	2.2		
139	明神池	西川面1218	10.0	60	60.0	7.0	C	
140	大日池	西川面1307-1	4.0	600	60.0	32.0	C	
141	星王池	西川面2453	6.0	20	4.0	2.1		地元廃止を希望
142	後田下池	西川面1870	5.0	42	1.0	1.8		
143	西岡谷池	東川面1710	4.0	23	0.3	1.5		
144	岡ヶ市池	東川面1728	10.0	90	28.0	18.0	B	
145	尾仲池	東川面1542	6.0	180	28.0	15.0	C	
146	大塔寺池	東川面131-2	12.0	20	1.0	1.0	C	
147	梶屋迫池	本堀1	6.0	42	1.0	2.4	C	
148	西迫池	本堀586	8.0	54	1.0	3.0	B	
149	日置下池	本堀624	8.0	290	52.0	97.0	B	
150	仮屋池	本堀671	5.0	40	0.3	1.2		
151	大迫池	浅海137	7.0	30	1.0	2.0	C	
152	大井池	本堀1378	5.0	80	1.0	3.0	C	
153	毎戸下池	浅海291	5.0	195	21.0	28.0	C	
154	毎戸上池	浅海385	3.0	120	21.0	9.1		
155	宮ノ谷池	浅海790-1	7.0	65	6.0	7.4	B	
156	日妻下池	浅海2484	8.0	180	26.0	40.0	C	
157	日妻中池	浅海2492-1	5.0	94	26.0	8.1	C	
158	日妻上池	浅海2494-1	6.0	63	26.0	6.0	C	
159	山ノ神池	江良684-1	5.0	123	20.0	22.0	C	
160	藁田下池	江良1066	8.0	126	30.0	31.0	C	
161	藁田上池	江良1068	9.0	87	30.0	13.0	B	
162	皿 池	江良1142	6.0	64	27.0	4.0	C	
163	寺谷池	江良1708	10.0	40	1.0	4.0	C	
164	山新池	江良2746	7.0	76	7.0	8.0	B	
165	丁老池	江良2818	16.0	95	38.0	100.0	C	
166	三峠池	小田2716	10.0	32	0.6	1.0	B	
167	深谷池	井原市野上町 フケノ谷0136-01	5.0	20	0.2	0.3		
168	大向上池	小田2325	6.0	30	0.5	4.0		
169	大向中池	小田2327	6.0	20	0.3	2.0		

番号	ため池名	所在地	提高 (m)	提長 (m)	受益面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	判定	備 考
170	大向下池	小田2336	3.0	15	2.2	2.0	C	
171	伏村池	小田2867	6.0	25	2.0	1.0	B	
172	百町上池	小田3412-10	5.0	25	1.0	0.4		
173	阿曾池	小田3610-1	7.0	100	25.0	30.0	B	
174	つえん池	小田3687-1	3.0	16	0.1	0.4		
175	小田新池	小田1781	8.0	263	40.0	37.4	C	
176	倉平池	小田1643	6.0	40	1.0	0.6		受益者が管理人のみとなったため廃止
177	赤 池	小田824	6.0	60	3.0	2.0	B	
178	羽賀池	小田619	10.0	115	20.0	16.0	B	
179	楠谷池	小田230	11.0	49	3.0	7.5	C	
180	狩山池	小田6020	6.0	47	7.0	5.2	B	常時浅水管理
181	小林下池	小田5349	6.7	59	5.0	6.5	C	
182	小林上池	小田5339	7.5	65.5	5.0	6.0	C	
183	西 池	小田6232	7.0	91	7.0	9.0	B	
184	大久保池	小田6322	7.0	30	0.7	1.2		
185	大塚下池	南山田738	3.0	14	0.6	0.7	B	
186	荒瀬池	里山田1296	4.0	20	0.3	0.5	C	
187	岡本寺池	小林1734	7.0	27	0.8	3.7	B	
188	第二星田池	宇内2327-9	42.6	108	280.0	1360.0	C	
189	新石灰谷池	南山田1030-6	10.0	60	4.0	3.0	C	

資料 1 - 1 1 矢掛町内碎石採土場一覧表

平成 26 年 1 月 9 日現在

番号	開 発 者	住 所	採 取 地	採 取 面 積	採 取
				(m ²)	種 類
1	中村英夫	山口県下関市本町 2-9-20	小田 2293 ほか 8 筆	3, 8 2 5	石灰石
2	井上真知子	笠岡市吉田 1374-1	内田 770-1 ほか 1 筆	3, 7 1 5	採石
3	西山保近	矢掛町内田 73	内田 779 ほか 4 筆	5 2, 8 4 0	採石
4	小野富男	矢掛町矢掛 1814-5	東川面 130-9 ほか 3 筆	1 9, 8 4 5	採石
5	(株)小野開発	矢掛町横谷 800-1	横谷 724-1 ほか 6 筆	2, 2 2 9	砂利
6	池田 仁	矢掛町江良 1908-3	東三成 3649 ほか 4 筆	1 5, 1 6 4	採土
7	(株)小野開発	矢掛町横谷 800-1	中 1669 ほか 36 筆	1 2 0, 3 4 2	採土
8	(株)三好組	矢掛町中 170	中 1579 ほか 41 筆	7 9, 4 9 5	採土
9	矢掛町	矢掛町矢掛 3018	東三成 4071-2	1 0, 0 0 0	採土
10	田原 寿	笠岡市甲弩 763	小田 4700-1 ほか 2 筆	4, 0 9 4	採土
11	大源茂美	矢掛町小田 6825	小田 4173 ほか 4 筆	2, 4 3 0	採土
12	(有)山本組	矢掛町下高末 1366	下高末 845 ほか 6 筆	4, 7 8 1	採土
13	(株)小野幸建設	倉敷市黒崎 32-1	下高末 844-1 ほか 6 筆	9, 9 5 6	採土
14	(有)鳥越工務店	矢掛町小林 14-1	下高末 2563-1	2, 7 2 4	採土
15	(株)共生	矢掛町矢掛 2539	下高末 2546 ほか 2 筆	9, 5 2 0	採土
16	(有)信長興業	矢掛町浅海 2851-1	内田 156-1 ほか 6 筆	5, 8 6 7	採土
17	(株)横畑組	矢掛町横谷 112	横谷 3466-1 ほか 9 筆	4, 3 2 6	採土
18	(有)平成興業	井原市神代町 2485-11	下高末 322-1 ほか 22 筆	9, 9 9 4	採土
19	(株)出原建設	矢掛町小田 5553-4	小田 525 ほか 3 筆	4, 0 7 6	採土

資料 1 - 1 2 危険物・高圧ガス大量保有事業所

危険物大量保有事業所

平成 2 5 年 2 月 1 日現在

区 分		事業所名	電話番号	所在地	危険物の種類	最大数量	備考
井原地区 消防組合	矢掛町	鶴見化学工場(株)	(0866) 82-1617	小田郡矢掛町 宇角 520	第 2 類	320,000Kg	

(注) 消防法の別表に掲げる危険物の指定数量の 1,000 倍以上を保有している事業所

高圧ガス大量保有事業所

液化石油ガス

○ LP ガス充てん所等

平成 2 5 年 2 月 1 日現在

名 称	所 在 地	規 模(t)
備 中 ガ ス(株)	小田郡矢掛町小田 6485	41
矢 掛 マ ル キ(株)	小田郡矢掛町矢掛 1871-1	20

資料 1 - 1 3 自主防災組織一覧表

平成 2 6 年 1 月 1 日現在

○矢掛町自主防災組織活動支援事業（平成 2 4 年度）以降に設立された自主防災組織

整理番号	地区	防災組織名	自治会 町内会等	加入 世帯数 (世帯)
1	矢掛	下小林自主防災会	下小林自治会	77
2	美川	羽無自主防災会	羽無自治会	25
3	美川	中畦下自主防災会	中畦下町内会	10
4	美川	下内田自主防災会	下内田自治会	21
5	三谷	吉野町内連合自衛団	吉野町内会等	29
6	三谷	谷川内, 折坂自主防災会	谷藤自治会	25
7	三谷	高田自主防災会	高田町内会	17
8	三谷	平林自主防災会	平林町内会	24
9	山田	城江自主防災会	城江自治会	47
10	川面	清田井自主防災会	清田井町内会	24
11	川面	大鳥居自主防災会	大鳥居町内会	27
12	川面	高通りP・S自主防災会	高通町内会	31

○平成 2 4 年度以前に設立された自主防災組織

整理番号	地区	防災組織名	自治会 町内会等	加入 世帯数 (世帯)
13	矢掛	矢掛地区婦人防火クラブ	矢掛地区住民協議会	1,283
14	美川	美川地区婦人防火クラブ	美川地区住民協議会	604
15	小田	小田地区婦人防火クラブ	小田地区住民協議会	715

資料1-14 避難所一覧表

【避難所】

平成26年3月1日現在

地区名	施設名	所在地	連絡先	収容人員 (人)	面積 (㎡)	災害種類
矢掛	矢掛町農村環境改善センター	矢掛3016-1	82-0848	350	1,690	水害・地震
	老人福祉センター	矢掛3012-1	83-1170	200	964	水害・地震
	矢掛会館	矢掛3027-4	83-3576	150	839	水害・地震
	矢掛幼稚園	矢掛2535-1	82-3082	100	571	水害・地震
	矢掛保育園	矢掛2540-1	82-0222	150	692	水害・地震
	矢掛小学校	矢掛3000-1	82-0042	750	3,325	水害・地震
	矢掛中学校	矢掛2957	82-0142	1,800	8,014	水害・地震
	岡山県立矢掛高等学校	矢掛1776-2	82-0045	1,600	7,002	水害・地震
	旧岡山県立矢掛商業高等学校	矢掛2552		1,700	7,699	水害・地震
美川	美川生活改善センター	下高末2926	83-3255	40	200	地震
	美川幼稚園	下高末2686	82-1568	70	325	水害・地震
	美川小学校	下高末2686	82-0836	650	2,918	水害・地震
三谷	三谷コミュニティセンター	横谷1890	83-1700	80	348	水害・地震
	三谷保育園	横谷676-1	82-0806	100	518	水害・地震
	三谷小学校	東三成1423	82-0223	600	2,776	水害・地震
山田	山田会館	南山田7-2	83-0123	40	199	水害・地震
	山田幼稚園	南山田13-2	83-0682	80	349	水害・地震
	山田小学校	里山田2430	83-0681	550	2,512	水害・地震
川面	B & G海洋センター	西川面1307-3	83-1100	400	1,829	水害・地震
	鵜江会館	西川面1364-1	82-1707	40	199	水害・地震
	川面幼稚園	西川面1376-8	82-1474	80	354	水害・地震
	川面小学校	西川面1380-1	82-0576	600	2,715	水害・地震
中川	中川町民会館	本堀1718-2	83-1299	80	350	地震
	中川保育園	本堀1634	82-3301	80	369	地震
	中川小学校	本堀1637	82-3302	650	2,919	地震
小田	こうど会館	小田4212	84-8409	60	288	水害・地震
	小田保育園	小田4212-5	84-8604	80	352	水害・地震
	小田小学校	小田4212-1	84-8427	600	2,713	水害・地震

【避難地】

平成26年3月1日現在

地区名	施設名	所在地	連絡先	収容人員 (人)	面積 (㎡)	災害種類
矢掛	矢掛小学校（校庭）	矢掛3000-1	82-0042	1,600	6,897	水害・地震
	矢掛中学校（校庭）	矢掛2957	82-0142	3,400	14,586	水害・地震
	岡山県立矢掛高等学校（校庭）	矢掛1776-2	82-0045	2,600	11,402	水害・地震
	旧岡山県立矢掛商業高校（校庭）	矢掛2552		1,700	7,638	水害・地震
	矢掛町総合運動公園	矢掛342	82-3311	20,000	139,000	水害・地震
美川	美川小学校（校庭）	下高末2686	82-0836	1,100	5,075	水害・地震
三谷	三谷小学校（校庭）	東三成1423	82-0223	1,000	4,335	水害・地震
	三谷コミュニティセンター（広場）	横谷1890	83-1700	800	3,701	水害・地震
山田	山田小学校（校庭）	里山田2430	83-0681	900	4,134	水害・地震
川面	川面小学校（校庭）	西川面1380-1	82-0576	800	3,471	水害・地震
	B & G海洋センター（多目的運動公園）	西川面1307-3	83-1100	2,000	8,739	水害・地震
中川	中川小学校（校庭）	本堀1637	82-3302	1,200	5,418	地震

小田	小田小学校（校庭）	小田4212-1	84-8427	2,200	9,667	水害・地震
	小田球場	小田1355-15	（有）2770	4,200	18,096	

【広域避難所】

平成26年3月1日現在

地区名	施設名	所在地	連絡先	収容人員 （人）	面積 （㎡）
矢掛	矢掛町総合運動公園	矢掛342	82-3311	20,000	139,000

【福祉避難所】

平成26年3月1日現在

地区名	施設名	所在地	連絡先	収容人員 （人）
矢掛	矢掛町介護老人保健施設 たかつま荘	矢掛2695-2	83-1500	5
山田	社会福祉法人メルヘンドルフ福祉会 矢掛荘	南山田3044-12	83-1200	10

【一時避難所】 * 自主避難所

平成26年4月1日現在

地区名	施設名	所在地	収容人員 （人）	面積 （㎡）
矢掛	江木公会堂	矢掛1091-1	22	66
	下小林公会堂	小林447-1	50	102
美川	上高末多目的集会所	上高末2571	30	80
三谷	行部多目的集合施設	東三成2895-3	50	80
	高田・長谷・西迫集会所	横谷995	30	55
山田	宇根公会堂	南山田	20	56
	南原講会堂	南山田1211	30	54
	江本公会堂	中1419	50	76
川面	里川面集会所	西川面	65	98
	東川面公会堂	東川面770	20	167
中川	日妻公民館	浅海2277	50	82
	郷下集会所	江良892-5	30	55
小田	山ノ上公会堂	小田2513-1	30	98
	熊林田公会堂	小田4384	45	81
	中小田公会堂	小田	30	60
	あすなろ会館	小田6657	50	80

* 収容人員は、有効面積を一人当たり3㎡で除して算出。
一時避難所については、自治会等の申請によるもの。

資料1-15 備蓄状況一覧表

矢掛町の備蓄状況について

平成25年11月14日現在

食 料 品	
品 名	個 数
白ごはん	250
山菜おこわ	50
五目ごはん	344
わかめごはん	100
ドライカレー	100
しそわかめごはん	44
えびピラフ	44
梅わかめごわん	50
水もどり餅	88
クラッカー	47
ペットボトルの水 (500ml)	132
合 計	1249

救急・衛生用品等	
品 名	個 数
バスタオル	10
毛布	140
緊急セット	9
担架	2
生理用品	30
小児用紙おむつ	30
大人用おむつ	10
合 計	231

資料1-16 注意報・警報の種類及び発表基準

平成22年5月27日現在

矢掛町	府県予報区	岡山県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	井笠地域	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準 1時間雨量 50mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 107
	洪水	雨量基準	1時間雨量 50mm
		流域雨量指数基準	小田川流域=22, 美山川流域=8, 星田川流域=8
		複合基準	3時間雨量 45mm かつ 流域雨量指数 小田川流域=18
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高	
高潮	潮位		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量 30mm
		土壌雨量指数基準	85
	洪水	雨量基準	1時間雨量 30mm
		流域雨量指数基準	小田川流域=18, 美山川流域=6, 星田川流域=4
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%	
	なだれ	①積雪の深さ 20cm以上あり降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上あり最高気温 12℃以上又はかなりの降雨*1	
	低温	最低気温 -3℃以下*2	
	霜	4月以降の晩霜 最低気温 2℃以下	
	着氷		
着雪	24時間降雪の深さ：平地 10cm以上、山地 30cm以上 気温：-1℃～3℃		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm	

*1 気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。

*2 気温は岡山地方気象台の値。

気象等に関する特別警報の発表基準

平成25年8月30日現在

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

平成25年8月30日現在

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）*を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

(*) 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域厳重警戒）を特別警報に位置づけています。

資料1-17 気象庁震度階級

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動，屋内の状況，屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが，地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には，揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が，揺れを感じる。眠っている人の中には，目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が，わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが，揺れを感じる。歩いている人の中には，揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が，目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが，揺れを感じる。眠っている人のほとんどが，目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ，棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が，倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて，揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が，恐怖を覚え，物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ，棚にある食器類，書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり，不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が，物につかまらなないと歩くことが難しいなど，行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で，落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり，停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し，倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下することがある。
6強	立っていることができず，はわなないと動くことができない。揺れにほんろうされ，動くこともできず，飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し，倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし，飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり，建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや，倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや，倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料1-18 災害融資制度

	内容	対象	受付（相談）窓口
独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）	災害で滅失した住家を復旧するため必要となる資金の融資	住宅に被害を受けた者	町 住宅金融公庫「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関
中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）	災害関係の別枠保証	被災中小企業者	信用保証協会
（株）日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）	特別枠を設け、災害資金の貸付	被災中小企業者	日本政策金融公庫
（株）商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）	特別枠を設け、災害資金の貸付	被災中小企業者	商工組合金融公庫
独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）	災害を受けた医療施設の復旧のため必要となる資金の融資	私的医療機関設置者	県保健福祉部
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）	天災を受けた農林漁業者に対して経営事業資金を融資した金融機関に対する利子補給	農業者	町
農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）	農林漁業施設の災害復旧費用の融資	農林漁業者 農業協同組合 農業協同組合等	町 農林漁業金融公庫 農業協同組合
	災害の減収補てん等農業共同組合等経営維持安定を図るための融資	農業者 農業生産法人	
母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）	災害を受けた店舗、田畑及び住居の復旧に必要な資金の貸付	母子世帯、寡婦	町
	既貸付金の支払猶予措置		
災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）	既貸付金の支払猶予措置	被災者	町
生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年厚生省社第398号）	災害援護資金	低所得世帯に対し、災害を受けたため貸付ける資金	町社会福祉協議会

資料第1-19 災害救助制度

(1) 災害救助法の適用

1) 救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間
1 避難所の設置	災害発生の日から7日以内
2 応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内着工
3 炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
4 飲料水の供給	〃
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内
6 医療	災害発生の日から14日以内
7 助産	分べんした日から7日以内
8 災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内
9 災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1カ月以内
10 学用品の給与	災害発生の日から1カ月又は15日以内
11 埋葬	災害発生の日から10日以内
12 死体の搜索	〃
13 死体の処理	〃
14 住宅又はその周辺の土石等の障害物の除去	〃

2) 災害救助法施行細則

○ 災害救助法施行細則（昭和35年4月19日岡山県規則第23号）

（趣旨）

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の施行については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（救助の程度、方法及び期間）

第2条 令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

（物資の保管命令、収容等の場合の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書）

第3条 規則第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次に定めるところによる。

- 1 公用令書様式第1号の1から第1号の4まで
- 2 公用変更令書様式第2号
- 3 公用取消令書様式第3号

2 前項第1号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳（様式第4号）に記載しなければならない。

3 第1項第2号の公用変更令書又は第3号の公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては変更事項を記録しなければならない。

（受領調書）

第4条 規則第2条第2項の規定により収用し、又は使用すべき物資の引渡しを受けた当該吏員が、同条第3項の規定により、受領調書（様式第5号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（損失補償請求書）

第5条 規則第3条の規定による損失補償請求書の様式の標準は、様式第6号とする。

2 損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

（救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書）

第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次に定めるところによる。

1 公用令書様式第7号

2 公用取消令書様式第8号

2 前項第1号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳（様式第9号）に登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これをまっ消しなければならない。

第7条 規則第4条第2項の規定による届出には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

1 負傷又は疾病により従事することができない場合には、医師の診断書

2 天災その他避けられない事故により従事することができない場合には、市町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

（実費弁償の程度）

第8条 令第11条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

（実費弁償請求書）

第9条 規則第5条の規定による実費弁償請求書の様式の標準は、様式第10号とする。

（立入検査証票）

第10条 法第27条第4項の規定により当該吏員が立入検査に当たって携帯しなければならない証票は、様式第11号によるものとする。

（扶助金支給申請書）

第11条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書の様式の標準は、様式第12号とする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金にかかる申請書には、次の区分にしたがい、所要の書類を添付しなければならない。

1 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入の道がない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

2 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第25条の規定により救助に関する業務に協力する者がこれがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第29条の規定による扶助金の支給申請書には、規則第6条及び前項に定める書類のほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付しなければならない。

（市町村長への通知）

第12条 法第30条の規定により救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合における令第23条第1項の規定による通知は、様式第13号によるものとする。

2 前項の場合において通知を受けた市町村長は、第3条から第7条まで（第5条第1項を除く。）に規定するところにより、当該救助に関する事務を行うものとする。

（一時繰替支弁の弁償請求）

第13条 市町村長は、法第44条の規定により一時繰替支弁を行ったときは、様式第14号による請求書に支払証ひょう書類の写しを添付して、知事に弁償を請求するものとする。

別表第1（第2条関係）

種別		救助範囲	救助期間	支出経費	特別措置
(1) 収容施設 の供与	1 避難 所	災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。 避難所の設置は、学校、公民館等の既存の建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋又は天幕を設置することにより実施する。	災害発生の日から7日以内	避難所の設置、維持及び管理に要する賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費等 1人1日当たり300円以内 冬期(10月から3月まで)については、知事が別に定める額を加算する。高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。	やむを得ない事情がある場合は、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長することができる。
	2 応急 仮設 住宅	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて自らの資力では住宅を得ることができないものを収容する。1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とする。 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模は、知事が別に定めるところによる。 高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することができる。(この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。	災害は発生の日から20日以内に着工しなければならない。 供給できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項の規定による期限までとする。	従事させた建築工事関係者の実費弁償を含め、設置に要する一切の費用として、2,401,000円以内 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合の居住者の集会等に利用するための施設の設置のために支出できる費用は、知事が別に定めるところによる。	同上

(2) 炊き出し その他に よる食品 の給与及 び飲料水 の供給	1	次に掲げる者に給与する。 イ 避難所に収容された者 ロ 住家に被害を受け、炊事が できない者 ハ 住家に被害を受け、一時縁 故地等へ避難する必要がある者 被災者が直ちに食することがで きる現物によるものとする。	災害発生の 日から7日 以内とする。ただし、 ハの場合は、この期 間内に3日 分以内を現 物支給する ことができる。	主食、副食及び燃料等の経費 1人1日当たり、1,010円以内 この場合、1日とは、3食をもって計算する こと。	同上																																									
	2	災害のため、現に飲料水を得る ことができない者に供給する。	災害発生の 日から7日 以内	水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な 機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 並びに薬品及び資材の購入費とし、当該地 域における通常の実費とする。	同上																																									
(3) 被服、寝具その他 生活必需品の給与 又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、 半焼又は床上浸水(土砂のたい積 等により一時的に居住すること ができない状態となったものを 含む。以下同じ。)、船舶の遭難 等により、生活上必要な被服、 寝具その他日用品等を喪失し、 又は損傷し、直ちに日常生活を 営むことが困難な者に対して行 う。 被害の実情に応じて、次の品目 の範囲内において現物をもって 行う。 イ 被服、寝具及び身の回り 品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料	災害発生の 日から10日 以内に完了	(1)住家の全滅(焼)・流身世帯 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯別</th> <th>夏季4月 から9月 まで</th> <th>冬季10月 から3月 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>17,200円 以内</td> <td>28,500円 以内</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>22,200円 以内</td> <td>36,900円 以内</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>32,700円 以内</td> <td>51,400円 以内</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>39,200円 以内</td> <td>60,200円 以内</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>49,700円 以内</td> <td>75,700円 以内</td> </tr> <tr> <td>6人以上1 人増すご とに</td> <td>7,300円 以内</td> <td>10,400円 以内</td> </tr> </tbody> </table> (2)住家の半壊(焼)・床上浸水世帯 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯別</th> <th>夏季4月 から9月 まで</th> <th>冬季10月 から3月 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>5,600円 以内</td> <td>9,100円 以内</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>7,600円 以内</td> <td>12,000円 以内</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>11,400円 以内</td> <td>16,800円 以内</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>13,800円 以内</td> <td>19,900円 以内</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>17,400円 以内</td> <td>25,300円 以内</td> </tr> <tr> <td>6人以上1 人増すご とに</td> <td>2,400円 以内</td> <td>3,300円 以内</td> </tr> </tbody> </table>	世帯別	夏季4月 から9月 まで	冬季10月 から3月 まで	1人世帯	17,200円 以内	28,500円 以内	2人世帯	22,200円 以内	36,900円 以内	3人世帯	32,700円 以内	51,400円 以内	4人世帯	39,200円 以内	60,200円 以内	5人世帯	49,700円 以内	75,700円 以内	6人以上1 人増すご とに	7,300円 以内	10,400円 以内	世帯別	夏季4月 から9月 まで	冬季10月 から3月 まで	1人世帯	5,600円 以内	9,100円 以内	2人世帯	7,600円 以内	12,000円 以内	3人世帯	11,400円 以内	16,800円 以内	4人世帯	13,800円 以内	19,900円 以内	5人世帯	17,400円 以内	25,300円 以内	6人以上1 人増すご とに	2,400円 以内	3,300円 以内	やむを得ない 事情がある場 合は、知事は、 厚生労働大臣 に協議し、そ の同意を得た 上で期間を延 長し、季別を 変更し、又は 金額を倍増す ることができる。
世帯別	夏季4月 から9月 まで	冬季10月 から3月 まで																																												
1人世帯	17,200円 以内	28,500円 以内																																												
2人世帯	22,200円 以内	36,900円 以内																																												
3人世帯	32,700円 以内	51,400円 以内																																												
4人世帯	39,200円 以内	60,200円 以内																																												
5人世帯	49,700円 以内	75,700円 以内																																												
6人以上1 人増すご とに	7,300円 以内	10,400円 以内																																												
世帯別	夏季4月 から9月 まで	冬季10月 から3月 まで																																												
1人世帯	5,600円 以内	9,100円 以内																																												
2人世帯	7,600円 以内	12,000円 以内																																												
3人世帯	11,400円 以内	16,800円 以内																																												
4人世帯	13,800円 以内	19,900円 以内																																												
5人世帯	17,400円 以内	25,300円 以内																																												
6人以上1 人増すご とに	2,400円 以内	3,300円 以内																																												

				注 季別は、災害発生の日を持って決定する。	
(4) 医療及び 助産	1 医療	災害のため医療の道を失った者に対して応急的に措置する。 医療は、救護班により次の範囲内において行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ぬ場合は、病院又は診療所(あん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)又は柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。 イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院又は診療所への収容 ホ 看護	災害発生の日から 14 日以内	救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費の実費 病院又は診療所による場合 国民健康保険診療報酬の額以内 施術者による場合 協定料金の額以内	やむを得ない事情がある場合は、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長することができる。
	2 助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者で災害のため助産の道を失った者に対して次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	分べんした日から 7 日以内	救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 助産師による場合 慣行料金の 100 分の 80 以内の額	同上
(5) 災害にかかった者の救出	災害のため、現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。	災害発生の日から 3 日以内	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	同上	
(6) 災害にかかった住宅の応急処理	災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急処理をすることができない者に対して行う。 応急処理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して現物をもって行う。	災害発生の日から 1 箇月以内に完了	原材料費、労務費、輸送費及び修繕事務費等一切の経費を含み 1 世帯当たり 520,000 円以内	同上	

<p>(7) 生業に必要な資金の貸与</p>	<p>災害による生業資金貸付規則（昭和29年岡山県規則第16号）に定めるところによる。 住家が全焼し、全壊し、又は流失し、災害のための生業の手段を失った世帯で生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p>	<p>災害発生の日から1箇月以内に完了</p>	<p>生業を営むために必要な機械、器具及び資材等を購入するための費用として貸与できる金額 イ 生業費1件当たり30,000円以内 ロ 就職支度費1件当たり15,000円以内 貸与条件 イ 貸与期間2年以内 ロ 利子 無利子</p>	<p>同上</p>
<p>(8) 学用品の給与</p>	<p>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学生生徒（盲学校、聾ろう学校及び養護学校の小学部児童並びに中学部生徒を含む。）に対して給与する。 被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品</p>	<p>(イ) 教科書 災害発生の日から1箇月以内に完了 (ロ) 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内に完了</p>	<p>教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 小学校児童 1人当たり4,100円以内 中学生生徒 1人当たり4,400円以内 高等学校等生徒 1人当たり4,800円以内</p>	<p>同上</p>
<p>(9) 埋葬</p>	<p>災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 次の範囲内において、原則として、棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬する者に支給する。 イ 棺（附属品を含む。） ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ハ 骨つぼ及び骨箱</p>	<p>災害発生の日から10日以内に完了</p>	<p>1体当たり 大人 201,000円以内 小人 160,800円以内</p>	<p>同上</p>
<p>(10) 死体の搜索</p>	<p>災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定されるものに対して行う。</p>	<p>災害発生の日から10日以内に完了</p>	<p>船艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>同上</p>
<p>(11) 死体の処理</p>	<p>災害の際死亡した者について、死体に関する必要な処理（埋葬を除く。）を次の範囲内において行う。 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 2 死体の一時保存 3 検案（原則として救護班によって行うこと。）</p>	<p>災害発生の日から10日以内に完了</p>	<p>1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体当たり3,300円以内 2 死体の一時保存 1 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 2 その他の場合 1体当たり5,000円以内 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。</p>	<p>同上</p>

			3 検案 救護班によることができない場合は、当該地域における慣行料金の額以内	
(12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去できない者に対して行う。	災害発生の日から10日以内に完了	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費 1世帯当たり133,900円以内	同上
(13) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる場合の輸送賃及び賃金職員等雇上費を支出する。 イ 被災者の避難 ロ 医療及び助産 ハ 災害にかかった者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の搜索 ヘ 死体の処理 ト 救済物資の整理配分	当該救助の実施が認められる期間以内	当該地域における通常実費	やむを得ない事情がある場合は、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で期間を延長し、又は救助範囲を拡大することができる。

別表第2（第8条関係）

種別	日 当	旅 費	時間外勤務手当
医師及び歯科医師	1人1日 19,300円以内	岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和27年岡山県条例第44号)の適用を受ける職員の旅費の例により算出した額	日給者に支給する割増し賃金の例に準じ計算した額
薬剤師	1人1日 14,500円以内		
保健師, 助産師及び看護師	1人1日 16,300円以内		
土木技術者及び建築技術者	1人1日 15,300円以内		
大工, 左官及びとび職	1人1日 14,900円以内		
令第10号第5号から第10号までに規定する業者及びその従事者	業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料としてその100分の3に相当する額を加算した額以内とする。		

資料1-20 災害被災者援護制度

(1) 災害弔慰金等の支給

1) 災害弔慰金

1 対象者

下記(1)～(3)の災害による死亡者

- (1) 1の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害（住居の滅失した世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令第1条第2項に定める算定方法の例によるものとする。）
- (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給額

遺族の生計を主として維持していた場合

死亡者1人当たり500万円

その他の場合

死亡者1人当たり250万円

3 実施主体

市町村

4 負担区分

国 2/4 県 1/4 市町村 1/4

2) 災害障害見舞金

1 対象者

災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一の災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき精神又は身体に重度の障害を有する者

2 支給額

生計を主として維持している場合 250万円

その他の場合 125万円

3 実施主体

市町村

4 負担区分

国 2/4 県 1/4 市町村 1/4

(2) 災害援護資金等の貸付

1) 災害援護資金

1 対象者

県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により被害をうけた世帯であって、かつ次の要件を満たす世帯の世帯主

世帯人員	年間所得
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人以上1人増すごとに加算	30万円
	1,270万円未満

2 貸付限度額

被害の種類及び程度	限度額
① 世帯主の1カ月以上の負傷	1,500,000円
② 家財等の損害	
ア 家財等の3分の1以上の損害	1,500,000円
イ 住居の半壊	1,700,000円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）	2,500,000円
エ 住居全体の滅失又は流失	3,500,000円
③ ①と②が重複した場合	
ア ①と②のアが重複した場合	2,500,000円
イ ①と②のイが重複した場合	2,700,000円
ウ ①と②のウが重複した場合	3,500,000円
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合	
ア ②のイの場合	2,500,000円
イ ②のウの場合	3,500,000円
ウ ③のイの場合	3,500,000円

3 貸付期間等

据置期間 3年（特別の場合5年）
 償還期間 10年（据置期間を含む）
 利率 年3%（据置期間中は無利子）
 償還方法年賦又は半年賦（原則として元利均等償還）
 保証人 1人

4 実施主体 市町村

5 負担区分 国 2/3 県 1/3 市町村 0

資料2-1 矢掛町防災会議条例

○矢掛町防災会議条例

(昭和37年9月28日条例第22号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、矢掛町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 矢掛町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 矢掛町水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防団長
- 6 前項の委員の定数は、第1号若干人、第2号1人、及び第3号18人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、県の職員、町の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第37号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第30号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

資料2-2 矢掛町災害対策本部条例

○矢掛町災害対策本部条例

(昭和37年9月28日条例第23号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、矢掛町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(災害対策現地連絡調整本部)

第4条 災害対策現地連絡調整本部(以下「現地本部」という。)に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料2-3 矢掛町災害対策本部規定

○矢掛町災害対策本部規程

(昭和40年8月23日規則第12号)

(趣旨)

第1条 この規程は、矢掛町災害対策本部条例(昭和37年矢掛町条例第23号。以下「条例」という。)の規定に基づき矢掛町災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本部は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で水防法(昭和24年法律第193号)に基づく水防活動、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため、防災活動業務を開始する必要があるとき設置する。

2 本部を設置したときは、住民等にこれを公表するものとする。

(任務)

第3条 本部は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害対策の連絡調整及び広報に関すること。
- (3) 水防その他災害の応急対策に関すること。
- (4) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (6) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。

(組織)

第4条 条例第3条第1項の規定により、本部に別表に掲げる部を置く。

- 2 部の事務を分掌するため、別表に掲げる班を置く。
- 3 部に部長、次長、班に班長を置く。
- 4 各部班の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

(副本部長)

第5条 災害対策本部副本部長(以下「副本部長」という。)は、助役の職にある者をもって充てる。

(部長、次長及び班長)

第6条 部長、次長及び班長は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 部長は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)の命を受け、所管事項を掌理する。
- 3 次長は、部長を助け部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 班長は、部長の命を受け、所掌事務を処理し、部長及び次長に事故あるときは、その職務を代理する。

(班員)

第7条 班員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

- 2 班員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(本部会議)

第8条 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、各部長をもって構成し、本部長が招集する。

- 2 本部会議は本部長が主裁し、第3条に掲げる事項に関し、施策の調整及び推進について協議する。

（災害対策現地連絡調整本部会議）

第8条の2 本部長は、各種防災関係機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合において、当該機関が有効に防災活動を実施するため必要と認めるときは、災害対策現地連絡調整本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。

2 現地本部会議は、条例第4条第1項に規定する現地本部長が主裁し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 効果的な災害応急対策の推進に関すること。
- (2) 災害情報の収集、分析及び検討に関すること。
- (3) 総合的応急活動計画の樹立及び推進に関すること。
- (4) 各種防災関係機関の活動の連絡調整に関すること。
- (5) その他災害応急対策の実施に関すること。

（水防活動）

第9条 水防活動は、岡山地方気象台から大雨若しくは洪水に関する注意報又は警報が発せられたとき、河川の水位が危険水位に達したとき、その他により本部長がその必要を認めたときその業務を開始する。

（その他の防災活動）

第10条 火災、風災及び震災等の災害防止活動は、岡山地方気象台から強風又は乾燥に関する注意報が発せられその必要が認められるとき及びそれらの非常災害が発生したとき並びに震度6弱以上の地震が発生したとき開始する。

2 前項に定めるものを除くほか、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、必要に応じて災害防止活動を開始する。

- (1) 有害物質、放射性物質等大規模な災害を誘発する物質が大量に放出されたとき。
- (2) 大規模な爆発その他重大な災害が発生したとき。
- (3) 多数の死傷者を伴う自動車等の事故その他重大な事故が発生したとき。

（救助活動）

第11条 救助活動は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に該当する場合又は現に応急的な救助を必要とする場合に開始する。

（活動態勢）

第12条 前3条の防災活動業務の開始により本部が設定されたときは、関係の各部、班は直ちに活動のできる態勢を整え、所管の業務に着手しなければならない。

（関係機関及び他の関係公共的諸団体との連絡）

第13条 部長及び班長は、関係機関及び他の関係公共的諸団体との連絡を緊密にするとともに、関係機関及び他の関係公共的諸団体に協力を要請する必要があるときは、上司に報告するとともに、総務部長に協議し決定するものとする。

（情報、被害状況等及び活動状況の報告）

第14条 部長及び班長は、次の各号に定める事項について、速やかに総務部長に報告するものとする。

- (1) 災害に関する情報又は被害の状況
- (2) 部内の人員配置等活動の状況

（本部の廃止）

第15条 本部長は、予想される災害の危険がなくなったと認められるとき、又は災害発生後における措置が概ね完了したときは、本部を廃止する。

2 本部を廃止したときは、住民等にこれを公表するものとする。

（班員等の心構え）

第16条 各部長，次長，班長，班員は勤務時間の内外を問わず非常災害発生のおそれがある場合又は非常災害が発生したときは，直ちに所定の部署につかなければならない。

第17条 各部各班は，非常災害の場合，機宣の措置を講ずることができるよう常に調査研究しいかなる緊急事態にも，対処できるよう準備しなければならない。

（相互協力の義務）

第18条 各部各班は本部の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力を払わなければならない。

（その他）

第19条 この規程に定めるもののほか，本部について必要な事項は，町長が別に定める。

附 則

この規程は，公布の日から施行する。

附 則(昭和42年規則第19号)

この規程は，昭和42年9月1日から施行する。

附 則(昭和48年規則第5号)

この規程は，公布の日から施行する。

附 則(昭和49年規則第16号)

この規程は，公布の日から施行する。

附 則(昭和50年規則第18号)

この規程は，公布の日から施行し，昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年規則第5号)

この規程は，公布の日から施行し，昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年規則第15号)

この規程は，公布の日から施行する。

附 則(昭和55年規則第6号)

この規程は，公布の日から施行する。

附 則(昭和58年規則第9号)

この規程は，昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第9号)

この規程は，昭和59年7月1日から施行する。

附 則(昭和63年規則第24号)

この規程は，公布の日から施行し，昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成元年規則第14号)

この規程は，公布の日から施行し，平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成12年規則第4号)

この規程は，平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第11号)

この規程は，平成14年4月1日から施行する。

資料2-4 矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付要綱

○矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付要綱

（平成24年4月1日告示第52号）

（目的）

第1条 この要綱は、町内の自治会、町内会、地域団体等が自主的に防災活動を行うための組織（以下「自主防災組織」という。）に対し、その地域防災活動を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付することにより、自主防災組織の育成強化を図ることを目的とする。

（補助対象事業者）

第2条 この要綱により補助金を受けることができるものは、次の各号すべてに該当する自主防災組織をいう。

- (1) 規約により成立しているもの
- (2) 毎年1回以上、自主的かつ継続的に防災訓練等を実施するもの

（補助対象防災資機材）

第3条 補助金の交付対象となる防災資機材は、別表第1に定めるところによる。

（補助金額）

第4条 補助金額は、前条の防災資機材の購入に係る経費（既設の防災資機材を更新するものを除く。以下「補助対象経費」という。）の10分の8に相当する金額（1,000円未満の端数は切捨てる。）とし、300,000円を限度とする。ただし、補助対象経費が70,000円を超えないときは、補助金を交付しない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（再補助の制限）

第5条 この要綱の規定により補助金の交付を受けた場合は、当該補助金を受けた翌年度から起算して5年間は補助金を交付しない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「補助事業者」という。）は、矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 経費を算出する根拠となる見積書、商品説明書類（カタログ等）等の写し
- (2) 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の規約、組織図及び構成員名簿
- (3) 防災資機材の保管場所の位置図
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の申請書等の内容を審査し適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知する。

（補助対象事業の変更又は中止）

第8条 補助事業者は、補助金交付決定通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更又は内容の全部若しくは一部を中止したいときは、矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付変更・中止承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業完了後速やかに、矢掛町自主防災組織活動支援事業実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金請求書（様式第5号）

- (2) 購入防災資機材の請求書及び領収書の写し
 - (3) 購入防災資機材の写真
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容の審査等を行い、適正と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (3) 町長の承認を受けて、補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (5) この要綱に違反したとき。

(維持管理)

第12条 補助金により取得した防災資機材の維持管理については、町は、一切の責任を負わないものとし、補助事業者は、防災資機材に十分注意を払い維持管理するものとする。

2 補助事業者は、補助金により取得した防災資機材に防災用であることを明記しなければならない。

(譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、補助金により取得した防災資機材を第三者に譲渡してはならない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助事業者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

資料第2-5 矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱

○矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱

（平成20年10月1日告示第85号）

（目的）

第1条 地震に対する建築物の安全性の向上を図り、公共の福祉の確保に資するため、建築物の耐震診断等を実施するに当たり、これに要する費用の一部を予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断等 既存の建築物の耐震性を確認するために行う次に掲げる調査等をいう。ただし、建築物の用途変更に伴うものを除く。

ア 次に掲げる方法に基づき行う既存建築物の耐震診断、補強計画、計画後の耐震診断

(ア) 国土交通省が示す技術指針に定める方法

(イ) 岡山県木造住宅耐震診断マニュアルに掲げる一般診断法、精密診断法

イ 構造計算書の既存設計図書の内容確認及び現地調査

ウ 構造計算の再計算及び現地調査

エ 既存住宅性能表示制度に係る性能評価（「構造躯体の倒壊等防止」に係る耐震等級の項目を含むものに限る。）

(2) 住宅1戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、別表の事業区分に応じて次に掲げる耐震診断等（既存住宅性能表示制度に係る性能評価を除いて、その結果について岡山県知事が指定する耐震診断評価機関の評価を受けたものに限る。）を行う建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

(1) 木造住宅耐震診断事業 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐震診断を、社団法人岡山県建築士事務所協会に委託して実施するもの。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価はこの限りでない。

(2) 前号以外の事業 建築物の構造実務実績等を勘案し岡山県知事が指定した建築士事務所へ委託して実施するもの。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価はこの限りでない。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる補助対象経費及び補助率等は、別表に定めるところによる。ただし、補助対象経費について仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の金額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を含まないものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断等を受けようとする建築物の位置図

(2) 耐震診断等を受けようとする建築物の所有者及び建築時期が分かるもの

(3) その他町長が必要と認めるもの
(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当であると認めるときは、矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

(計画の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助金の交付対象となる耐震診断等の内容を変更し、又は耐震診断等を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付変更・中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、その旨を補助決定者に矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付変更・中止(廃止)承認書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から10日を経過する日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断等の結果報告書

(2) その他町長が必要と認めるもの

(評価)

第9条 補助決定者は、耐震診断等の結果について岡山県知事が指定する耐震診断評価機関の評価を受けるものとする。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価はこの限りでない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、第8条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金確定通知書(様式第6号)により補助決定者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(結果の公表)

第11条 町長は、実施した耐震診断等の結果を延滞なく公表するものとする。

2 公表する建築物の種類及び方法は、町長が別に定める。

3 耐震診断等を実施した建築物の所有者は、当該建築物を第三者に譲渡、賃貸又は貸与しようとするときは、譲渡人又は借受人に耐震診断等の結果を開示しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、建築物耐震診断等事業費補助金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月19日告示第32号)

この要綱は、公布の日から施行する。

資料2-6 矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

○矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

（平成24年3月19日告示第31号）

（目的）

第1条 この要綱は、大地震発生時の住宅の倒壊を防止し市街地の減災を図るために、民間の既存木造住宅の耐震改修に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 次のいずれかに該当する既存木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
 - ア 岡山県建築物耐震診断等事業を活用するもの
 - イ 国土交通省が示す技術指針に定める方法に基づき行うもの
- (3) 耐震化工事 耐震診断の結果若しくは既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の耐震改修工事（別表1に定める耐震基準を確保するために行うものに限る。）又は建替工事（従前の敷地外へ移転し行うものを除く。）をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助金の交付の対象となる既存木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号の要件の全てに該当するものとする。

- (1) 町内に存する民間のものであること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事着工され、かつ2階建て以下であること。
- (3) 耐震診断を受け、その診断結果が別表1に定める既存木造住宅の性能であること。

（補助事業者）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、前条に規定する補助対象建築物の所有者とし、町の他の制度による補助を受けていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、町税を完納していない者は、補助金の交付を受けることができない。

（補助の対象、補助金の交付額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費、補助率等は、別表第2に定めるところによる。ただし、補助対象経費について、消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあつては、当該消費税仕入控除税額は、控除するものとする。

（交付申請）

第6条 補助事業者は、矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に、必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の申請があつたときは、速やかにこれを審査し適当であると認めるときは、矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

- 2 町長は、前項の審査を行うにあたり、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条に規定する所管行政庁に意見を求めた上で、当該申請の耐震化工事の内容が、別表1に掲げる耐震基準を確保できるものであることを確認するものとする。

（中間検査）

第8条 補助事業者は、前条第1項の交付決定を受けた際に町長から指定された中間工程の工事が完了したときは、矢掛町木造住宅耐震改修事業中間検査申請書（様式第3号）を町長に提出し、中間検査を受けなければならない。（建替工事の場合はこの限りでない。）

（事業内容の変更等）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める書類に必要書類を添えて速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額に変更が生じるとき 矢掛町木造住宅耐震改修事業交付決定変更申請書（様式第4号）
- (2) 補助金の額に変更が生じないとき 矢掛町木造住宅耐震改修事業変更承認申請書（様式第5号）
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 矢掛町木造住宅耐震改修事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）

- 2 町長は、前項の申請があったとき、その内容を審査し適当であると認めるときは、これを承認し、その旨を矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は矢掛町木造住宅耐震改修事業変更・中止（廃止）承認書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（完了検査）

第10条 補助事業者は、耐震化工事の全てを終了したときは、矢掛町木造住宅耐震改修事業完了届（様式第9号）を町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の届出があったときは、完了検査を実施し、耐震化工事の完了を確認するものとする。ただし、耐震化工事について建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたものについては、この限りでない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して10日以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日のうちいずれか早い期日までに、矢掛町木造住宅耐震改修事業実績報告書（様式第10号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助金の請求は、矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書（様式第12号）を町長に提出して行わなければならない。
- 3 町長は、前項の請求により速やかに補助金を交付するものとする。

（公表）

第13条 町長は、本事業の耐震化工事の結果を遅滞なく公表するものとする。

- 2 公表の方法は、町長が別に定める。

（取引上の開示）

第14条 本事業による耐震化工事を実施した木造住宅を所有する者は、当該木造住宅を譲渡若しくは貸与しようとするときは、譲渡人又は借借人に、耐震化工事の結果を開示しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱のほか、事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

資料2-7 岡山県下消防相互応援協定

岡山県下消防相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、岡山県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定の実施区域は、岡山県の全域とする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害で、消防、救急及び救助業務に関して応援活動を必要とするものをいう。

（県への通報等）

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

（応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、発災市町村等の長が協定を締結している他の市町村等の長に行うものとする。

- （1）その災害が他の市町村等に拡大又は影響を与えるおそれのある場合
- （2）その災害が発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- （3）その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要と認める場合
- （4）他の市町村等との境界付近において発生した災害において、当該境界に接する他の市町村等の消防機関の応援を必要と認める場合

2 前項の応援要請は、原則として、隣接市町村等に対して行い、災害の規模等により順次近隣の市町村等に対して行うものとする。ただし、災害の規模等により特に必要があるときは、この限りでない。

3 第4条 に規定する県に対する通報及び第1項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議の上、行うものとする。

4 発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊の派遣について必要な協議を行うものとする。

5 応援要請（第1項第4号の場合を除く。）を行った市町村等の長は、その旨を県に通報するものとする。

（応援隊の派遣）

第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合を除き応援するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、応援隊の編成等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長及び県に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（消防用資機材等の調達手配）

第7条 発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた市町村等の長は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長（同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣している場合は、消防本部・署の応援隊の長とする。）を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

（報告）

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

2 発災市町村等の長は、災害の概要を災害防御活動終了後速やかに応援市町村等の長に通報するものとする。

（応援に要する経費の負担）

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

（1）発災市町村等が負担する経費

ア 宿泊費、食料費及び車両、機械器具の燃料費（現地調達分）

イ 化学消火に要した薬剤費

ウ 応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のある部分を除く。）。ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は、応援市町村等の負担とする。

エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

オ 応援活動によって死傷した隊員に係る賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定めた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和28年4月24日付け国家消防本部長通達）に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額は応援市町村等が負担するものとする。

カ 第7条の規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

（2）応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊の旅費及び出動手当

イ 車両、機械器具の燃料費（現地調達分を除く。）及び応援活動中における故障又は小破損の修理費

ウ 応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償

エ 応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償

2 前項以外の経費又は同項の定めにより難しい場合の経費については、発災市町村等と応援市町村等との協議により定めるものとする。

（実施細目）

第11条 この協定に特別の定めのあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

（疑義）

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

（協定書の保管）

第13条 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附 則

1 この協定は、平成20年4月1日から効力を生ずる。

2 平成2年3月15日付けで締結した「岡山県下消防相互応援協定」は平成20年3月31日をもって廃止する。

平成20年3月31日

岡山市長	高	谷	茂	男
倉敷市長	古	市	健	三
津山市長	桑	山	博	之
玉野市長	黒	田		晋
笠岡市長	高	木	直	矢
井原市長	瀧	本	豊	文
総社市長	片	岡	聡	一
高梁市長	秋	岡		毅

新見市長	石垣正夫
備前市長	西岡憲康
瀬戸内市長	立岡脩二
赤磐市長	荒嶋龍一
真庭市長	井手紘一郎
美作市長	宮本俊朗
浅口市長	田主智彦
和气町長	大森直徳
早島町長	佐藤友彦
里庄町長	大山恒章
矢掛町長	山野通彦
新庄村長	笹野寛
鏡野町長	山崎親男
勝央町長	西田孝夫
奈義町長	花房昭夫
西粟倉村長	道上一壽
久米南町長	河島建一
美咲町長	奥村忠夫
吉備中央町長	重森計己
津山圏域消防組合管理者	津山市長 桑山博之
笠岡地区消防組合管理者	笠岡市長 高木直矢
井原地区消防組合管理者	井原市長 瀧本豊文
東備消防組合管理者	備前市長 西岡憲康

資料2-8 矢掛町，笠岡市消防相互応援協定書

矢掛町，笠岡市消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき矢掛町長および笠岡市長は，消防の相互応援について，次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 矢掛町または笠岡市の区域において発生した水・火災その他の災害の防圧ならびに救護のため，消防の任務遂行上必要であると認めたときは，この協定書の定めるところにより，消防の応援を要請し，または応援活動に従事するものとする。

（応援の要請）

第2条 消防の応援を要請しようとする市長または町長（以下「甲」という。）あるいは甲の委任を受けた消防長または消防団長は，災害状況所要出動車の種類および台数ならびに必要な人員を明らかにして要請を受けるべき市長または町長（以下「乙」という。）あるいは乙の委任を受けた消防長または消防団長に対し応援を要請するものとする。

（応援隊の派遣）

第3条 乙は甲から前条の要請を受けたときは，その要請事項に基づき，その管理する消防力のうちから応援隊を編成し派遣するものとする。

- 2 前項の場合において要請事項と応援隊の内容が相違するときは，乙はただちにその内容を甲に通報しなければならない。
- 3 両者は前条の要請がない場合においても，情報等により災害の発生を認めたときは，すみやかに甲あるいは甲の委任を受けた消防長または消防団長に通報し，甲あるいは甲の委任を受けた消防長または消防団長の出動命令をもって出動しなければならない。また，甲は乙に出動をすみやかに通報しなければならない。

なお，当該災害地を管轄する消防隊の到着するまでは，そのまま，甲の要請により乙の応援隊とみなす。

（応援隊の指揮）

第4条 要請により出動した応援隊は，受援地の指揮者のもとに行動しなければならない。ただし，前条第3項の場合においては災害地を管轄する消防隊の到着までは出動した消防隊の指揮者がこれにあたるものとする。

（費用の負担）

第5条 応援のために要した費用は，次の各号に定める区分によって負担するものとする。

(1) 応援隊員につき、応援に起因する災害補償については要請者が負担し、応援のために要した旅費、出動手当、その他の費用については受請者が負担する。ただし、応援が長期間にわたった場合その食糧に関する費用は要請者の負担とする。

(2) 応援隊につき、応援に起因する機械器具の修理費および燃料費は、受請者が負担する。ただし、ポンプ作業が長期間にわたった場合において燃料の補給を要する場合は、その補給した燃料費は要請者の負担とする。

(3) 罹災地において応援に起因する事故により建築物、その他の施設を破損し、または人畜に被害を与えた場合における補償に関する費用については、要請者が負担するものとする。

(4) 前各号に規定する以外の費用の負担については、そのつど両者が協議して決定する。

(資料の交換)

第6条 この協定書による円滑な運営を行うため次の各号に掲げる資料を相互に交換し、その内容に変更が生じたときは、その旨を相手方に通知するものとする。

- (1) 消防機関の編成表
- (2) 管内の消防施設配置図（2万5千分の1図）
- (3) 地水利状況図（2万5千分の1図）

(権限の委任)

第7条 市長または町長は、この協定書に基づく権限についてあらかじめ必要を認められる事項は、消防長、消防職員または消防団長に委任することができる。

(裁量)

第8条 前各号に定めるもののほか相互応援について必要な事項についてはそのつど両者協議のうえ決定する。

(発効期日)

第9条 この協定書は昭和44年12月17日からその効力を発生する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和44年12月17日

矢掛町長 片 山 茂 雄

笠岡市長 小 野 博

資料2-9 災害時における応急措置等の実施に関する協定

災害時における応急措置等の実施に関する協定

矢掛町（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県建設業協会矢掛支部（以下「乙」という。）は、甲の管理する公共施設、公共土木施設及び土地改良施設等（以下「公共施設等」という。）について、地震災害、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務並びに建設資機材等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、公共施設等における災害時の応急措置等の実施に関して、甲が乙に協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、応急措置等を要請する必要があると認めるときは、乙に対して、次の各号に掲げる事項を明らかにして協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、後日、速やかに文書を送付することができるものとする。

- (1) 災害の状況及び作業内容
- (2) 協力を必要とする日時、場所及び期間
- (3) 協力を必要とする人員及び建設資機材等の数量又は台数
- (4) その他協力に必要な事項

（実施）

第3条 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け、要請にしたがって協力に従事するものとする。ただし、甲の現地責任者の指示を受けられない場合は、自ら前条の要請に従って協力に従事するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力に従事した場合は、次に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 協力に従事した業者名、現場責任者、人員
- (2) 協力に従事した作業場所、作業内容
- (3) 協力に使用した建設資機材等の種別台数及び使用時間数
- (4) その他町長が必要と認める事項

（経費の負担）

第5条 乙が、第3条による協力のために要した経費は、甲が負担する。

2 経費等の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常のコストを基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（連絡）

第6条 乙は、この協定による応急措置等について協力できる人員及び建設資機材等の数量について、毎年4月末日までに甲に連絡するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（情報の提供）

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等に関する被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項その他必要が生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年12月1日

（甲） 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地
矢掛町
矢掛町長 山野通彦

（乙） 岡山県小田郡矢掛町横谷112番地
岡山県建設業協会矢掛支部
支部長 横畑英夫

資料 2 - 1 0 協定締結建設業者一覧

	業 者 名	代表者	住 所	電話番号	備 考
1	(株)横畑組	横畑英夫	矢掛町横谷 1 1 2	82-1410	支部長
2	(株)出原建設	出原清之	矢掛町小田 5 5 5 3 - 1	84-8306	
3	(株)共生	石井勝美	矢掛町矢掛 2 5 3 9	82-1717	
4	坂川建設鋳業(株)	坂川俊夫	井原市美星町宇戸 1 0 5 5	84-8750	
5	山陽建設(株)	小川利通	矢掛町南山田 3 9 4 - 1	83-1055	
6	(有)竹内工業	竹内治夫	矢掛町小林 9 9 7 - 8	83-1252	
7	福井建設工業(株)	福井竹夫	矢掛町東三成 1 0 - 1	82-0474	
8	(株)三好組	三好晃弘	矢掛町中 1 7 0	82-0522	
9	(株)矢建	吉實孝志	矢掛町東川面 9 5 5 - 4	82-0453	
10	山岡建設(株)	山岡美喜	矢掛町東川面 9 3 8 - 1	82-0151	
11	(有)山本組	江尻 豊	矢掛町上高末 1 3 6 6	82-1590	
12	(株)青江造園土木	青江 巧	倉敷市玉島八島 9 5 9 - 5	086-522-2166	
13	(株)江尻設備	江尻茂男	矢掛町横谷 1 6 0 3	82-2333	
14	(株)ナカハラ	中原一充	矢掛町小田 6 4 9 8 - 2	84-8559	
15	山室農機(有)	山室文人	矢掛町小林 1 7 5 - 2	82-0854	
16	(株)東和建材社	三宅 讓	矢掛町矢掛 3 0 4 7 - 1 6	82-0252	
17	(有)信長興業	信長雅雄	矢掛町浅海 2 8 5 1 - 1	82-1313	
18	(株)トキ	土岐 修	矢掛町江良 7 6 5 - 1	82-3241	

資料2-1-1 災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

災害時に要援護者の福祉避難所として矢掛町介護老人保健施設たかつま荘
を使用することに関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、矢掛町（以下「甲」という。）が、矢掛町介護老人保健施設たかつま荘（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設の使用を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時において、前条に規定された要援護者の存在を把握した場合は、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

（1）矢掛町介護老人保健施設たかつま荘

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

（3）使用する期間

（避難者の移送）

第6条 乙は、甲の要請に基づき、乙が受け入れを承認した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別記①「福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費及び要援護者等に要する食費に関する届出」を作成し、甲と協議するものとする。

（受入可能人員等）

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（個人情報の保護）

第10条 甲及び乙は、業務上知り得た要援護者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第11条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

（有効期限）

第13条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に意義がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（疑義の解決）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときには、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

平成25年3月22日

（甲）岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地
矢掛町

矢掛町長 山野通彦

（乙）岡山県小田郡矢掛町矢掛2695番地の2
矢掛町介護老人保健施設たかつま荘

施設長 在間俊久

別記① 福祉避難所の設置場所，介助員等に関する人件費及び要援護者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
<p>(1) 介助員等に要する人件費（夜勤，宿直等に要する費用を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・宿直 _____ 円／回 	
<p>(2) 要援護者等に要する食費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食 _____ 円／食 ・昼食 _____ 円／食 ・夕食 _____ 円／食 （計） _____ 円／食 	
<p>(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用</p> <p style="text-align: center;">実費相当額</p>	

(あて先)

矢掛町長 殿

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

所 在 地
名 称
代表者職指名

災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

（趣旨）

第2条 この協定は、大規模な地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、矢掛町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人メルヘンドルフ福祉会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時において、前条に規定された要援護者の存在を把握した場合は、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

（1）特別養護老人ホーム 矢掛荘

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

（3）使用する期間

（避難者の移送）

第6条 乙は、甲の要請に基づき、乙が受け入れを承認した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別記①「福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費及び要援護者等に要する食費に関する届出」を作成し、甲と協議するものとする。

（受入可能人員等）

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（個人情報の保護）

第10条 甲及び乙は、業務上知り得た要援護者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記②「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第11条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

（有効期限）

第13条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に意義がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（疑義の解決）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときには、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

平成25年3月22日

（甲）岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地
矢掛町
矢掛町長 山野通彦

（乙）岡山県小田郡矢掛町南山田3044番地12
社会福祉法人 メルヘンドルフ福祉会
理事長 永山久人

別記① 福祉避難所の設置場所，介助員等に関する人件費及び要援護者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤，宿直等に要する費用を含む。） ・日勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間） ・宿直 _____ 円／回	
(2) 要援護者等に要する食費 ・朝食 _____ 円／食 ・昼食 _____ 円／食 ・夕食 _____ 円／食 (計) _____ 円／食	
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 実費相当額	

(あて先)

矢掛町長 殿

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

所在地
 名称
 代表者職指名

福祉避難所として（特別養護老人ホーム矢掛荘）の使用に係る事務担当者名簿

平成 年 月 日

矢掛町

担当部門					
所在地					
代表者					
代表電話番号					
FAX					
連絡順位	職名	氏名	電話番号（勤務内）	電話番号（携帯）	メールアドレス
第1順位者					
第2順位者					
第3順位者					

特別養護老人ホーム矢掛荘

担当部門					
所在地					
代表者					
代表電話番号					
FAX					
連絡順位	職名	氏名	電話番号（勤務内）	電話番号（携帯）	メールアドレス
第1順位者					
第2順位者					
第3順位者					

資料2-12 非常災害時における避難施設利用に関する協定書

非常災害時における避難施設利用に関する協定書

矢掛町（以下「甲」という。）と岡山県立矢掛高等学校（以下「乙」という。）は、台風・地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期限は、平成17年12月1日から平成18年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲が避難所として利用できる施設は、校舎、体育館及び運動場とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち前項の施設の班範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に規定する避難所を開設する際、教育財産使用許可申請書を乙に提出し、許可を受けなければならない。

2 甲は、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定に係わらず乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、乙に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の運営管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 避難所の管理運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、原則として避難勧告発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合はこの限りではない。

2 地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条 甲は、乙の管理する施設について避難所としての利用を終了する際には、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第11条 この協定書に定めのない事項，又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は，その都度甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は，この協定書を証するため，本書を2部作成し，それぞれ記名押印の上，各1通を保有するものとする。

平成17年11月30日

甲 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018
矢掛町
町長 山岡 治喜

乙 岡山県小田郡矢掛町矢掛1776-2
岡山県立矢掛高等学校
校長 渡辺 哲夫

協定書に関する留意事項

1 避難所開設について

- (1) 市町村長は、地域住民に避難勧告の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて学校等施設長（以下「施設長」という。）に連絡し確認するものとする。
- (2) ただし、地震等により被災した地域住民が避難所へ避難してきた場合において、学校等職員が在勤のときは、学校はただちに受け入れ、市町村に連絡する。学校等職員が不在のときは、市町村は職員を派遣し避難させるとともに学校等施設（以下「施設」という。）に連絡するものとする。
- (3) 施設長は前号により市町村長から連絡があったときは、ただちに施設運営上の支障の有無、避難所に関する事項等を把握し、市町村長に連絡するものとする。

2 避難所の管理について

(1) 職員の派遣

ア 市町村は、避難勧告を発令したとき、又は地域住民の緊急避難があったときは、ただちに職員を施設に派遣するものとする。

イ 前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設及び設備の取扱いの指導および外部との連絡、調整等を行うものとする。

(2) 施設の使用

ア 避難所施設での必要な物品は、市町村が準備するものとする。

イ 市町村は、使用施設の鍵を責任をもって保管する。

ウ 市町村は、施設の管理運営に支障が生じないよう避難住民を指導しなければならない。

資料2-13 災害時における矢掛町、矢掛町内郵便局間の相互協力に関する覚書

災害時における矢掛町、矢掛町内郵便局間の相互協力に関する覚書

矢掛町長（以下「甲」という。）及び矢掛町内郵便局代表者矢掛郵便局長（以下「乙」という。）は、矢掛町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、矢掛町及び矢掛町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、矢掛町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、矢掛町内の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、甲及び矢掛町を管轄する矢掛郵便局長が相互に協力を要請することができる。

- （1） 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策
- （2） 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の使用
- （3） 乙が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用
- （4） 矢掛町又は郵便局が収集した被災住民の避難先及び避難状況の情報の相互提供
- （5） 乙が、必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置すること。
- （6） 前各号に定めるもののほか協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害対策現地連絡調整本部への参加）

第5条 矢掛町災害対策現地連絡調整本部が設置されたときは、矢掛郵便局長はその構成員として参画し、緊密な連携を保持するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 矢掛町内の郵便局は、矢掛町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては矢掛町総務課長、乙においては矢掛郵便局長とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成9年5月13日

矢掛町長 山野通彦

矢掛町内郵便局 代表者

矢掛郵便局長 福田準一

矢掛中川郵便局長 鳥越俊明

小田郵便局長 西田律雄

三谷郵便局長 渡邊洋平

備中美川郵便局長 岡田 徹

資料2-14 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い

災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い

矢掛町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社倉敷営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

（連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、乙からの土砂崩れ、倒木等による道路復旧要請に関して、連携をとり、対応するものとする。

（要員派遣）

第5条 甲または乙は、大規模災害が発生した場合、前条第1条・第3条および第4条の対応を円滑に行うため、乙から甲への要員派遣について協議するものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集を主とする。

（防災訓練）

第6条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（取扱いの変更）

第7条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

（運用）

第8条 この取扱いの実施に必要な細目については、別紙のとおりとする。

（その他）

第9条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成23年11月14日

甲 小田郡矢掛町矢掛3018番地
矢掛町
矢掛町長 山野通彦

乙 倉敷市中庄2293-2番地
中国電力株式会社
倉敷営業所長 藤井正人

資料2-15 災害時における情報交換に関する協定書

災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と矢掛町長(以下「乙」という。)は、矢掛町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、矢掛町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、矢掛町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年1月25日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 戸田 和彦

乙 矢掛町 矢掛町長 山野 通彦

資料2-16 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定

災害時における生活物資の供給協力等に関する協定

矢掛町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資（以下「物資」という。）の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時（地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。）に、甲、乙が相互に協力して、町民の生活安定を図るため、生活物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする

（要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができるものとする。

（協力実施）

第3条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請方法）

第5条 第2条の要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、電話又は口頭をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、所定の職員により調達物資を確認のうえ、引き取るものとする。

2 乙は、物資を納入した場合、速やかに文書にて報告するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格については、災害時直前の適正価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲、乙協議して決定するものとする。

（代金の請求及び支払い）

第8条 乙は前条に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（供給可能物資の報告）

第9条 乙は毎年4月1日現在の供給可能物資の保有数量を文書により甲に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年9月16日

- (甲) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地
矢掛町
矢掛町長 山野通彦

- (乙) 新潟県新潟市清水4501番地1
NPO法人コメリ災害対策センター
理事長 捧賢一

災害時における生活物資の供給協力等に関する協定

矢掛町（以下「甲」という。）と倉敷かさや農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資（以下「物資」という。）の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時（地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。）に、甲、乙が相互に協力して、町民の生活安定を図るため、生活物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

（要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができるものとする。

（協力実施）

第3条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請方法）

第5条 第2条の要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、電話又は口頭をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、所定の職員により調達物資を確認のうえ、引き取るものとする。

2 乙は、物資を納入した場合、速やかに文書にて報告するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格については、災害時直前の適正価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲、乙協議して決定するものとする。

（代金の請求及び支払い）

第8条 乙は前条に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（供給可能物資の報告）

第9条 乙は毎年4月1日現在の供給可能物資の保有数量を文書により甲に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年9月28日

- (甲) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地
矢掛町
矢掛町長 山野通彦

- (乙) 岡山県倉敷市西阿知町1040番の5
倉敷かさや農業協同組合
代表理事組合長 三宅通

災害時における生活物資の供給協力等に関する協定

矢掛町（以下「甲」という。）と株式会社エーコープ岡山 Aコープ矢掛店（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資（以下「物資」という。）の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時（地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。）に、甲、乙が相互に協力して、町民の生活安定を図るため、生活物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

（要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができるものとする。

（協力実施）

第3条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請方法）

第5条 第2条の要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、電話又は口頭をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、所定の職員により調達物資を確認のうえ、引き取るものとする。

2 乙は、物資を納入した場合、速やかに文書にて報告するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格については、災害時直前の適正価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲、乙協議して決定するものとする。

（代金の請求及び支払い）

第8条 乙は前条に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（供給可能物資の報告）

第9条 乙は毎年4月1日現在の供給可能物資の保有数量を文書により甲に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年9月16日

- (甲) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地
矢掛町
矢掛町長 山野通彦

- (乙) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3042番地の1
株式会社エーコープ岡山
Aコープ矢掛店

災害時における生活物資の供給協力等に関する協定

矢掛町（以下「甲」という。）と株式会社マツサカ（矢掛プラザ）（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資（以下「物資」という。）の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時（地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。）に、甲、乙が相互に協力して、町民の生活安定を図るため、生活物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

（要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができるものとする。

（協力実施）

第3条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請方法）

第5条 第2条の要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、電話又は口頭をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、所定の職員により調達物資を確認のうえ、引き取るものとする。

2 乙は、物資を納入した場合、速やかに文書にて報告するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格については、災害時直前の適正価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲、乙協議して決定するものとする。

（代金の請求及び支払い）

第8条 乙は前条に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（供給可能物資の報告）

第9条 乙は毎年4月1日現在の供給可能物資の保有数量を文書により甲に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年9月16日

- (甲) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地
矢掛町
矢掛町長 山野通彦

- (乙) 岡山県倉敷市上富井522番地の74
株式会社 マツサカ
代表取締役 坂田忠衛